

「神戸市バリアフリー基本構想」 検証等実施報告書

令和3年3月

神戸市

目次

1. 神戸市バリアフリー基本構想の概要	1
(1) バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想	1
(2) 本市における基本構想の位置づけ	2
(3) 本基本構想の理念と基本方針	3
(4) 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定について	4
1) 重点整備地区	4
2) 生活関連施設	5
3) 生活関連経路	8
4) 重点整備地区図	11
(5) 特定事業、関連事業	16
2. これまでの取り組み	17
(1) 実施過程	17
1) 推進体制における実績	17
2) 生活関連施設・生活関連経路の変更状況	19
(2) 事業進捗の検証	23
1) 地区別の取り組み実績	23
2) 市域全体にかかる取り組み実績	48
3) 心のバリアフリーに関する取り組み実績	49
3. まとめ	60

1. 神戸市バリアフリー基本構想の概要

(1)バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想

国は、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）」を制定し、建築物のバリアフリー化の促進を図りました。

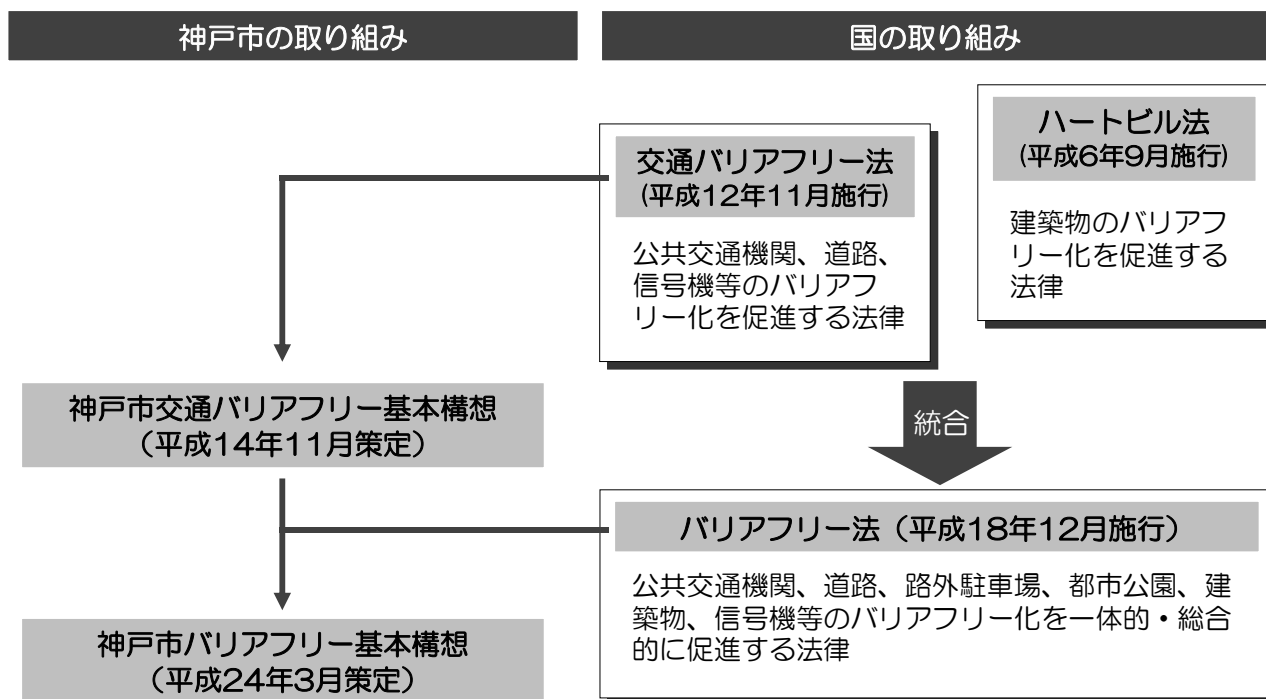
その後、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）」を制定し、駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化の促進を図りました。

本市では、交通バリアフリー法に基づき平成14年11月に「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定し、事業に取り組んできました。

平成18年12月には、建築物や交通施設等のバリアフリー化をより一体的に推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という）が施行されました。

バリアフリー法の施行を踏まえ、本市では平成24年3月、移動環境のさらなるバリアフリー化促進のため、「神戸市交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、新たな基本構想である「神戸市バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という）」を策定し、事業に取り組んできました。

令和2年度は、本基本構想の最終目標年次にあたることから、このたび、事業の実施状況等について検証を行いました。

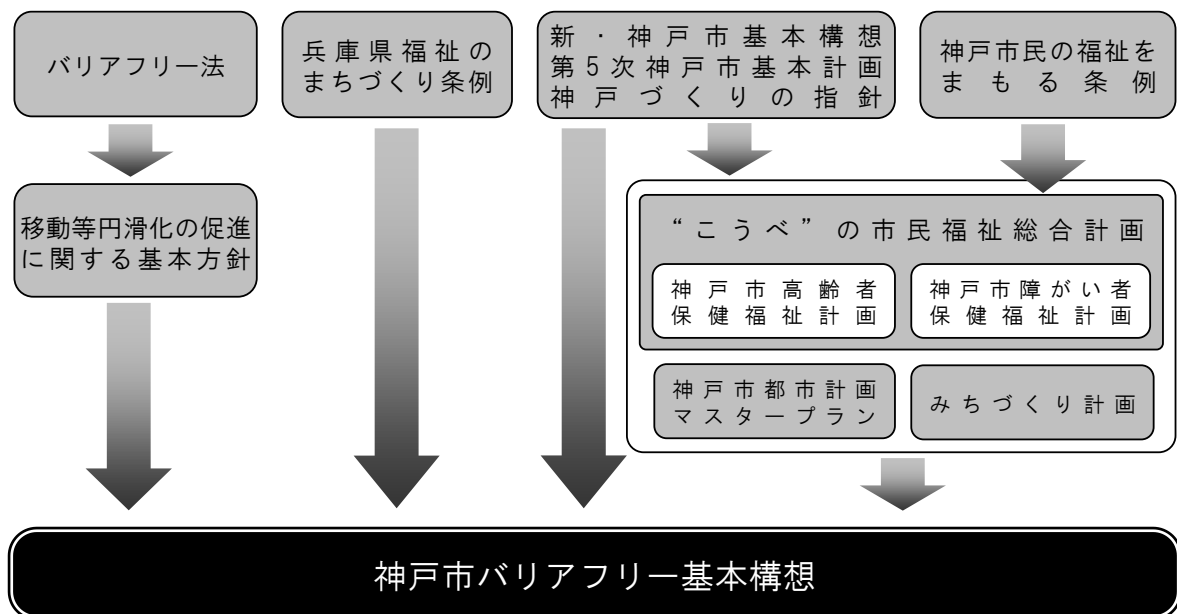


バリアフリー法と神戸市バリアフリー基本構想の相関図

(2)本市における基本構想の位置づけ

本基本構想は、本市の都市づくりの最上位計画となる「新・神戸市基本構想（平成5年策定）」や、その目標年次である2025年（令和7年）に向けた、長期的な神戸づくりの方向性を示す「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」をはじめ、都市空間づくりにかかる部門別計画としての「都市計画マスタープラン」やこれからのみちづくりに関する指針などを定めた「みちづくり計画」との整合性を図っています。

さらに、「神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年制定）」及びこれに基づく「“こうべ”の市民福祉総合計画」、その分野別の計画としての「神戸市高齢者保健福祉計画」、「神戸市障がい者保健福祉計画」等、関係する各計画との整合性を図っています。



バリアフリー基本構想の位置づけ

(3)本基本構想の理念と基本方針

「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」

本基本構想では「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」を理念とし、これを実現するために次の4つの基本方針により、バリアフリー化を進めてきました。

1. ユニバーサルデザインや神戸の特性に配慮した施設等の改善・整備

施設や経路のバリアフリー化では、神戸特有の地形特性を考慮しつつ、国の定めるバリアフリー基準に適合するよう努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、地区を利用する人々が安全で快適に目的地へ到達し施設を利用できる環境をつくりま

す。

2. 多様でわかりやすい適切な情報の提供

障がい者をはじめ、さまざまな利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、国際観光都市として、外国人や初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組みます。

3. 施設の職員および市民による心のバリアフリーの推進

施設の職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、さまざまな障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また市民は、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪をしないことなど、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することができるよう心のバリアフリーを推進します。

4. 持続的に取り組むバリアフリー

基本構想策定後も、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）させていくことが重要です。本基本構想においても、整備状況の確認・検証を行い、そして状況に応じて基本構想を改善するなど、柔軟かつ持続的な取り組みを進めます。

(4)重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定について

バリアフリー法では、基本構想を作成する場合、市町村は、高齢者・障がい者などが日常よく利用する施設（生活関連施設）が集積する地域において、施設及び、それら施設を結ぶ経路（生活関連経路）のバリアフリー化が特に必要な区域を、地域の実情に応じて重点整備地区として定めることとされています。

本基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について、以下の考え方に沿って選定しました。

1)重点整備地区

＜重点整備地区の要件（バリアフリー法第2条第21号）＞

- 生活関連施設を含み、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等）についてバリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 重点整備地区においてバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

＜本市における重点整備地区選定の考え方＞

- 全市展開するために各区1つの重点整備地区
- 多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺及び、最寄りの鉄道駅舎を含む地区
- 区役所最寄りの鉄道駅から徒歩圏内として概ね半径500mの範囲の地区

重点整備地区	区	中心とする駅	備考
住吉地区	東灘区	JR住吉駅、新交通住吉駅	
六甲道地区	灘区	JR六甲道駅	
三宮地区	中央区	JR三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅	旧構想重点整備地区
湊川地区	兵庫区	神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅	
鈴蘭台地区	北区	神戸電鉄鈴蘭台駅	新・区役所移転先
長田地区	長田区	神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅	
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅	新・区役所移転先
垂水地区	垂水区	JR垂水駅、山陽垂水駅	旧構想重点整備地区
西神中央地区	西区	地下鉄西神中央駅	西神中央出張所

2)生活関連施設

<本市における生活関連施設等選定の要件※>

- 相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる旅客施設、建築物、路外駐車場
- 重点整備地区内にある都市公園、広域避難場所となる公園
- 区役所最寄りの鉄道駅舎を中心とした概ね半径 500m以内に立地する主要な施設

<本市における生活関連施設選定の考え方>

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設
- 各区の区役所を中心とする市の主な施設、並びに公共建築物を中心に、床面積 2,000 m²以上の福祉・医療・文化教養施設、及び教育機関、その他上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設
- 他の生活関連施設と隣接するなど、一定の条件を満たす公共施設である公園・路外駐車場
- 民間施設については、床面積 2,000 m²以上の病院、または集配機能のある郵便局を選定

生活関連施設 計 75 施設

※生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(バリアフリー法第2条第21号イ)のことであり、高齢者・障がい者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など非常に幅広い施設が考えられます。そのため、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、具体的にどの施設を生活関連施設とするかは地域の実情を勘案して選定することが必要とされています。

<生活関連施設>

区 分		生活関連施設
鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	JR 住吉駅、新交通住吉駅、JR 六甲道駅、JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅・貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅、神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅、神戸電鉄鈴蘭台駅、神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅、山陽板宿駅、地下鉄板宿駅、JR 垂水駅、山陽垂水駅、地下鉄西神中央駅
官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	神戸市役所、各区役所（新中央区役所・新西区役所を含む）、西神中央出張所
福祉施設	2,000 m ² 以上のもの （但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない）	こうべ市民福祉交流センター
医療施設	2,000 m ² 以上のもの	東神戸病院、住吉川病院、西病院、三聖病院、川崎病院、小原病院、西市民病院、西神戸医療センター
文化教養施設	2,000 m ² 以上のもの	市立博物館、区民センター（東灘・北・西）、勤労会館、勤労市民センター（六甲道・垂水）、図書館（東灘・灘・三宮・北・垂水・西）、すずらんホール、垂水年金会館、文化・芸術ホール（仮称）（新西図書館含む）
公園	他の生活関連施設に隣接している主要な都市公園	六甲道南公園、東遊園地、みなとのもり公園、湊川公園
路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	フォレスト六甲駐車場、ウェルブ六甲道4番街駐車場、三宮駐車場、三宮中央通り駐車場、湊川公園駐車場、鈴蘭台駐車場、長田北町駐車場、レバンテ垂水駐車場
その他	2,000 m ² 以上の集配機能のある郵便局 その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	郵便局（東灘・兵庫・神戸西） 防災コミュニティセンター、垂水体育館

<その他の主要施設※>

区 分		その他の主要施設
公園	広域避難場所など主要駅周辺の主要な都市公園	住吉公園、大和公園、荒田公園、妙法寺川公園、西神中央公園
路外 駐車場	主要駅近隣の路外駐車場	4番街以外のウェルブ六甲道駐車場、サンセンタープラザ駐車場、荒田公園駐車場、レバンテ垂水1番館駐車場、ウエステ垂水駐車場、西神中央駅駐車場

※生活関連施設は生活関連経路で結ぶ必要がありますが、上記の公園、路外駐車場は地域の施設としての役割が強く、現在選定されている生活関連施設との徒歩移動は見込みにくいいため、「その他の主要施設」と位置付けています。

3)生活関連経路

<生活関連経路選定の要件（バリアフリー法第2条第1項第21号ロ）>

○生活関連施設相互間の経路

<本市における主要な生活関連経路選定の考え方>

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、目標年次の令和2年度までに高齢者、障がい者等の円滑な移動等を確保できる経路（概ね道路移動等円滑化基準を満たす経路）

<本市における準生活関連経路選定の考え方>

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路

<本市におけるその他の生活関連経路の考え方>

○物理的な整備課題等があり、当面の整備は困難であるが、生活関連施設間を結ぶ経路として今後も課題解決に向けた検討を必要とする経路

主要な生活関連経路	7地区	26経路	計5,160m
準生活関連経路	5地区	11経路	計1,145m
その他の生活関連経路	4地区	8経路	計1,930m

<生活関連経路>

主要な生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.11～P.15）上の経路番号を表記】

地区名	路線名等	管理者	延長(m)	番号
住吉地区	国道2号	国土交通省	500	1-1
六甲道地区	国道2号	国土交通省	100	1-2
	八幡線	神戸市	250	1-3
	灘方面第225号線		50	1-4
	六甲道駅北側駅前広場		50	1-5
三宮地区	国道2号	国土交通省	180	1-20
	税関前歩道橋	神戸市	60	1-21
	花時計線		40	1-22
	東町線		110	1-23
湊川地区	国道28号	神戸市	300	1-6
	長田楠日尾線		170	1-7
	湊町線		960	1-8
	上沢6号線		120	1-9
	湊川地下道		120	1-24
長田地区	国道28号	神戸市	480	1-10
	神戸明石線		180	1-11
	長田楠日尾線		170	1-12
板宿地区	山下線	神戸市	60	1-13
	西出高松前池線		80	1-14
	板宿12号線		110	1-15
	大田5号線		100	1-16
西神中央地区	西神中央駅西口駅前広場(西神中央線)	神戸市	230	1-17
	糶台90号線		210	1-18
	西神中央駅東口駅前広場		100	1-19
	西神中央駅～文化・芸術ホール、新西図書館を結ぶ経路(西神中央駅西口駅前広場ほか)		180	1-25
	西神中央駅～新西区役所を結ぶ経路(西神中央駅東口駅前広場ほか)		250	1-26

準生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.11～P.15）上の経路番号を表記】

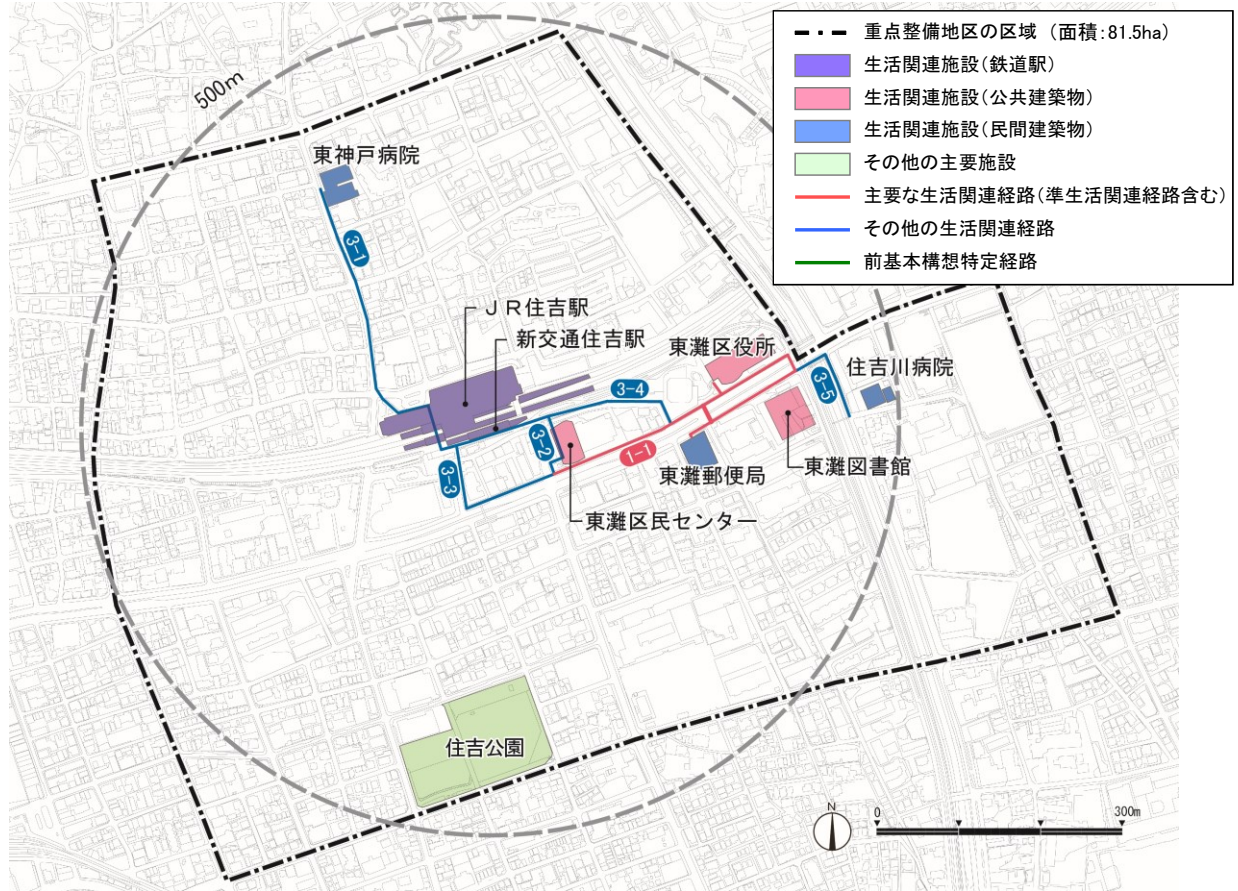
地区名	路線名等	管理者	延長 (m)	番号
六甲道地区	六甲道駅南側駅前広場	神戸市	180	2-1
三宮地区	若菜神戸駅線	神戸市	150	2-2
湊川地区	荒田会下山線	神戸市	30	2-3
	松本7, 8号線		140	2-4
鈴蘭台地区	鈴蘭台13号線	神戸市	80	2-5
	鈴蘭台88号線		130	2-6
	鈴蘭台92号線		110	2-7
	鈴蘭台幹線		90	2-9
	鈴蘭台駅前広場		110	2-10
	鈴蘭台環状線		35	2-11
長田地区	長田北町1号線	神戸市	90	2-8

その他の生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.11～P.15）上の経路番号を表記】

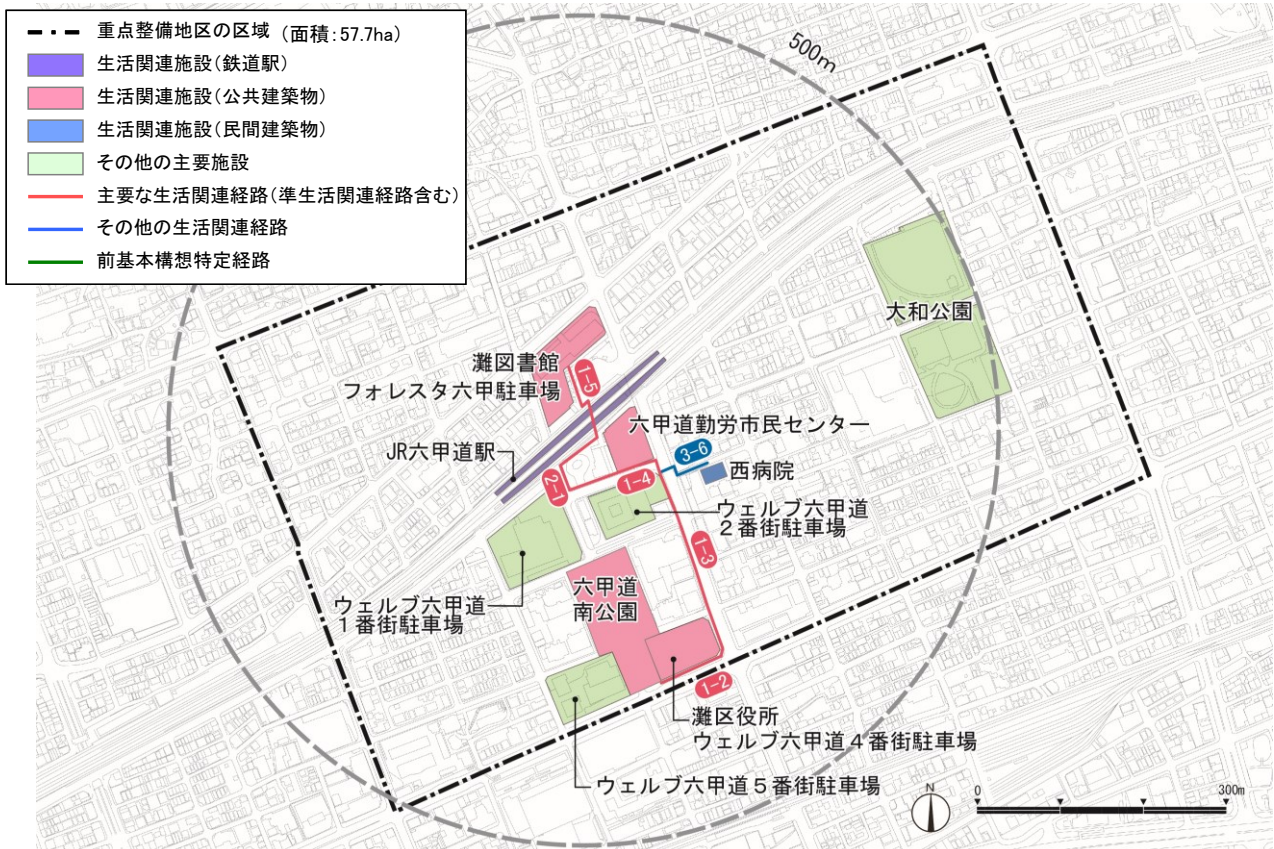
地区名	路線名等	管理者	延長 (m)	番号
住吉地区	JR住吉駅～東神戸病院を結ぶ経路 (JR住吉駅北側駅前広場、住吉村合併55号線ほか)	JR西日本 神戸市 ほか	370	3-1
	JR住吉駅～東灘区民センターを結ぶ経路【デッキ部】 (新交通住吉駅ほか)	神戸新交通 ほか	170	3-2
	JR住吉駅～東灘区民センターを結ぶ経路【地上部】 (国道2号、住吉宮町55号線ほか)	国土交通省 神戸市 ほか	180	3-3
	JR住吉駅～東灘区役所を結ぶ経路の一部 (新交通六甲島線ほか)	神戸市 ほか	280	3-4
	東灘区役所～住吉川病院を結ぶ経路の一部 (国道2号、住吉川左岸線)	国土交通省 神戸市	130	3-5
六甲道地区	六甲道勤労市民センター～西病院を結ぶ経路の一部 (八幡線、八幡36号線)	神戸市	60	3-6
湊川地区	神戸電鉄湊川駅～小原病院を結ぶ経路 (長田楠日尾線、荒田線)	神戸市	360	3-7
西神中央地区	地下鉄西神中央駅～西神戸医療センターを結ぶ経路 【デッキ部】(西神中央公園線ほか)	神戸市 ほか	380	3-8

4)重点整備地区図

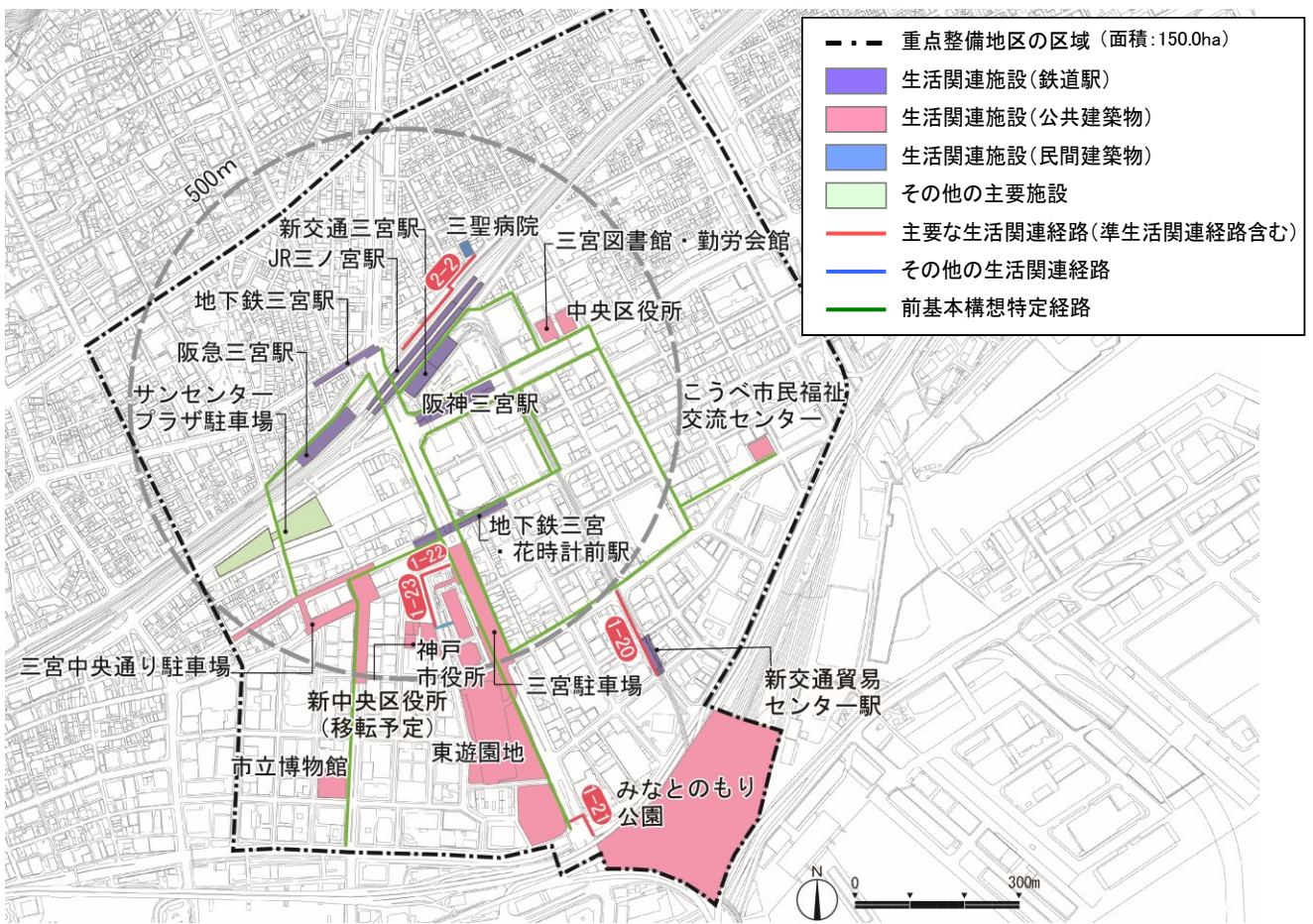
【住吉地区（東灘区）】



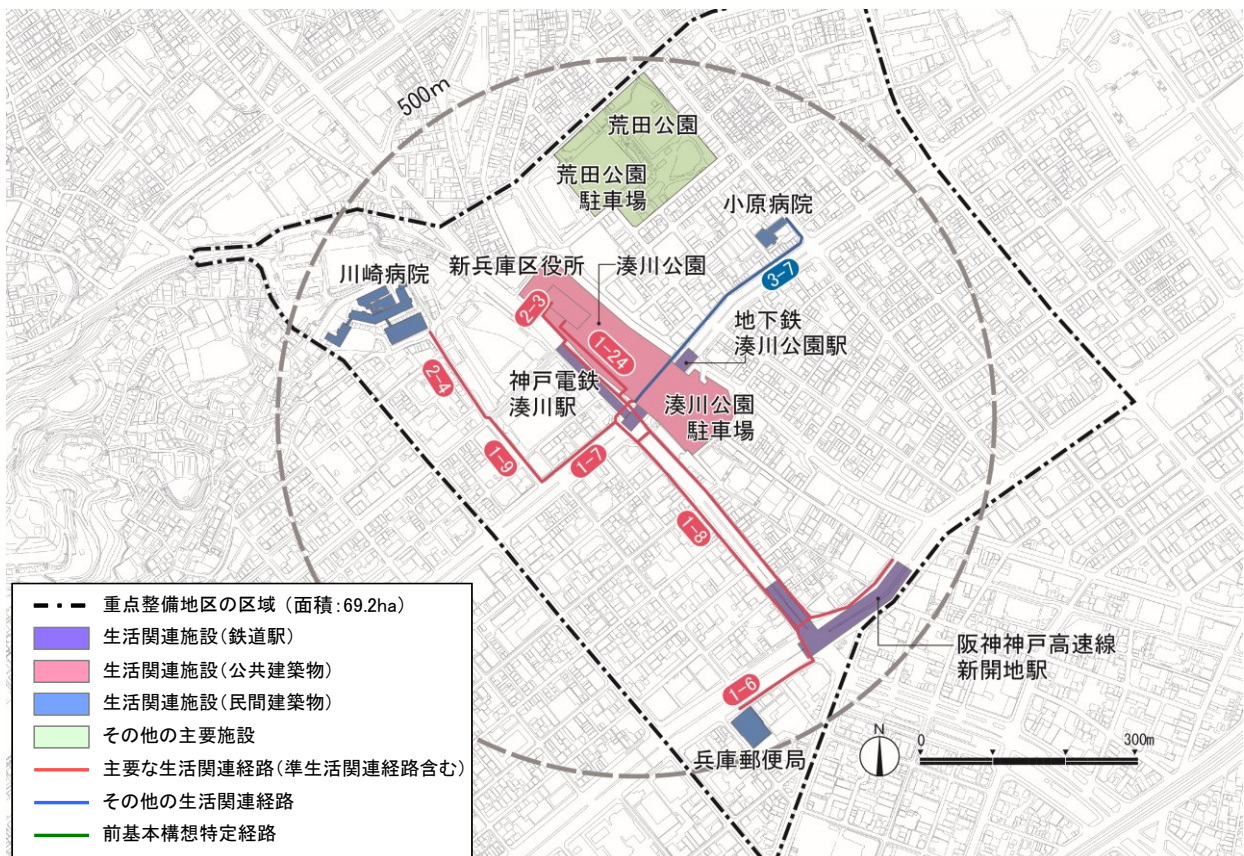
【六甲道地区（灘区）】



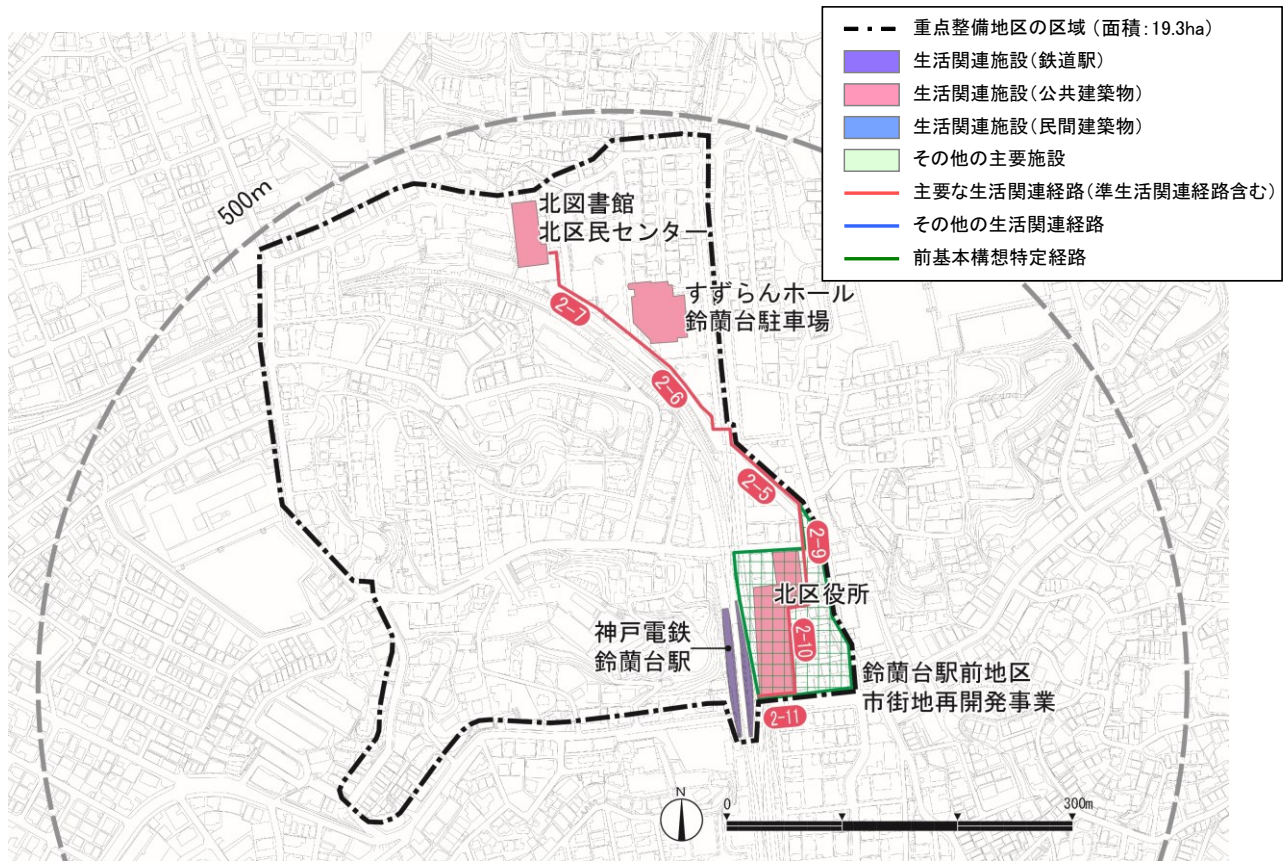
【三宮地区（中央区）】



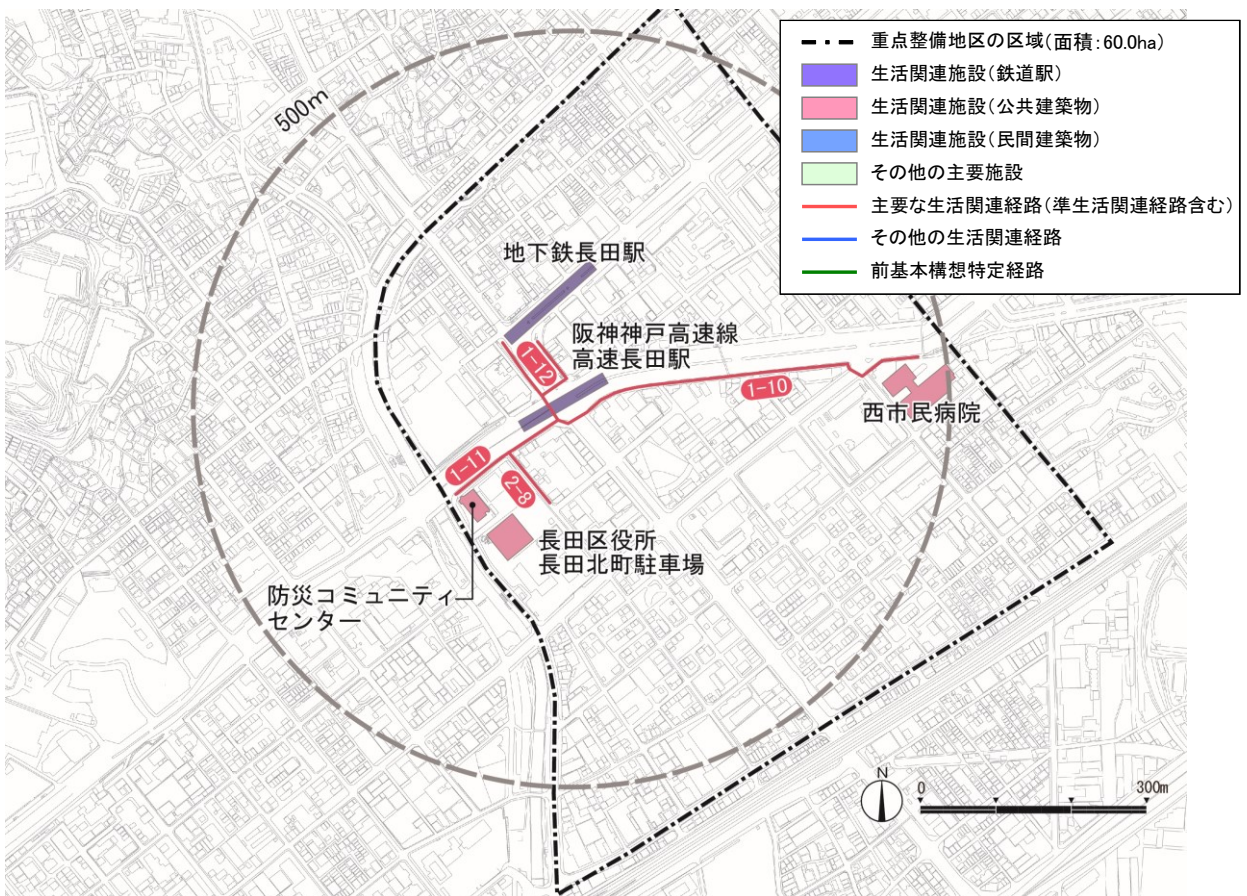
【湊川地区（兵庫区）】



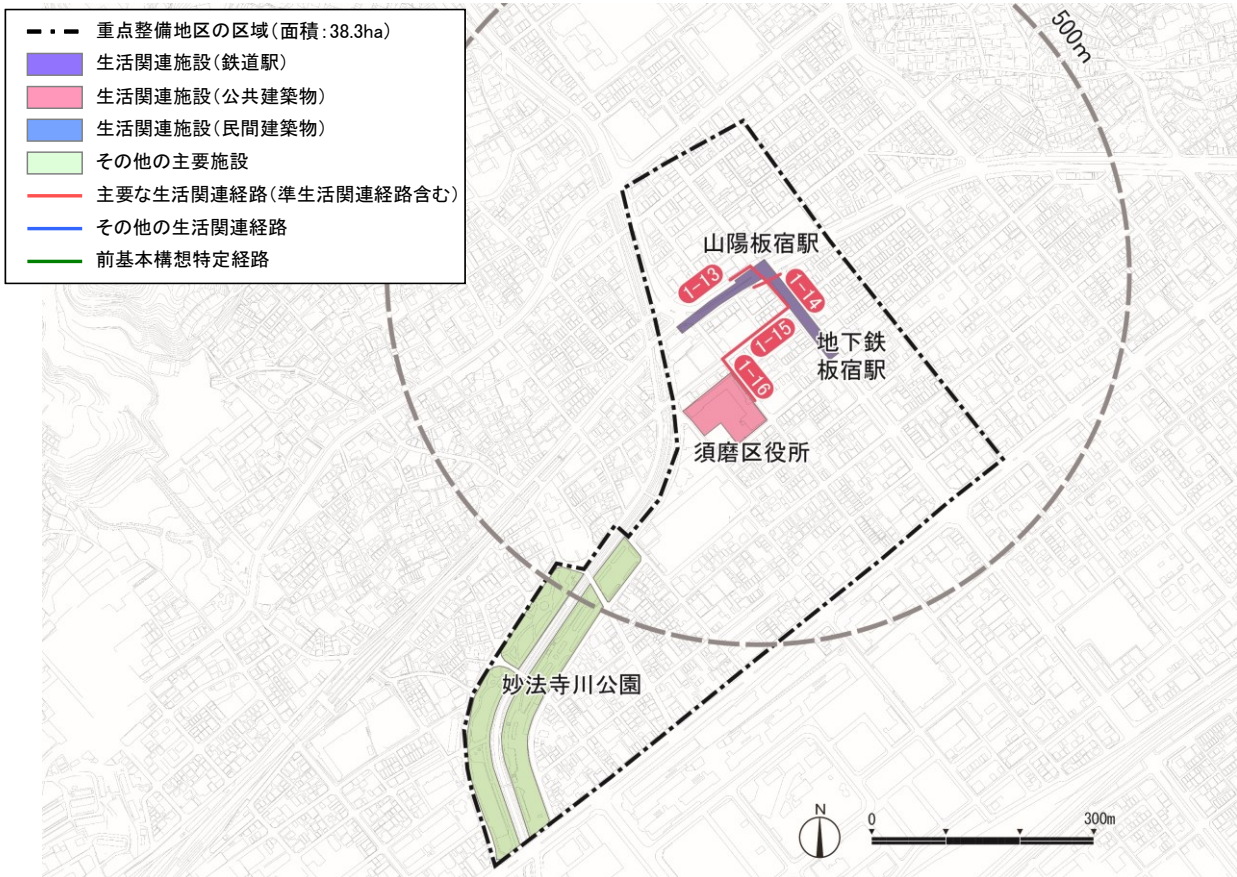
【鈴蘭台地区（北区）】



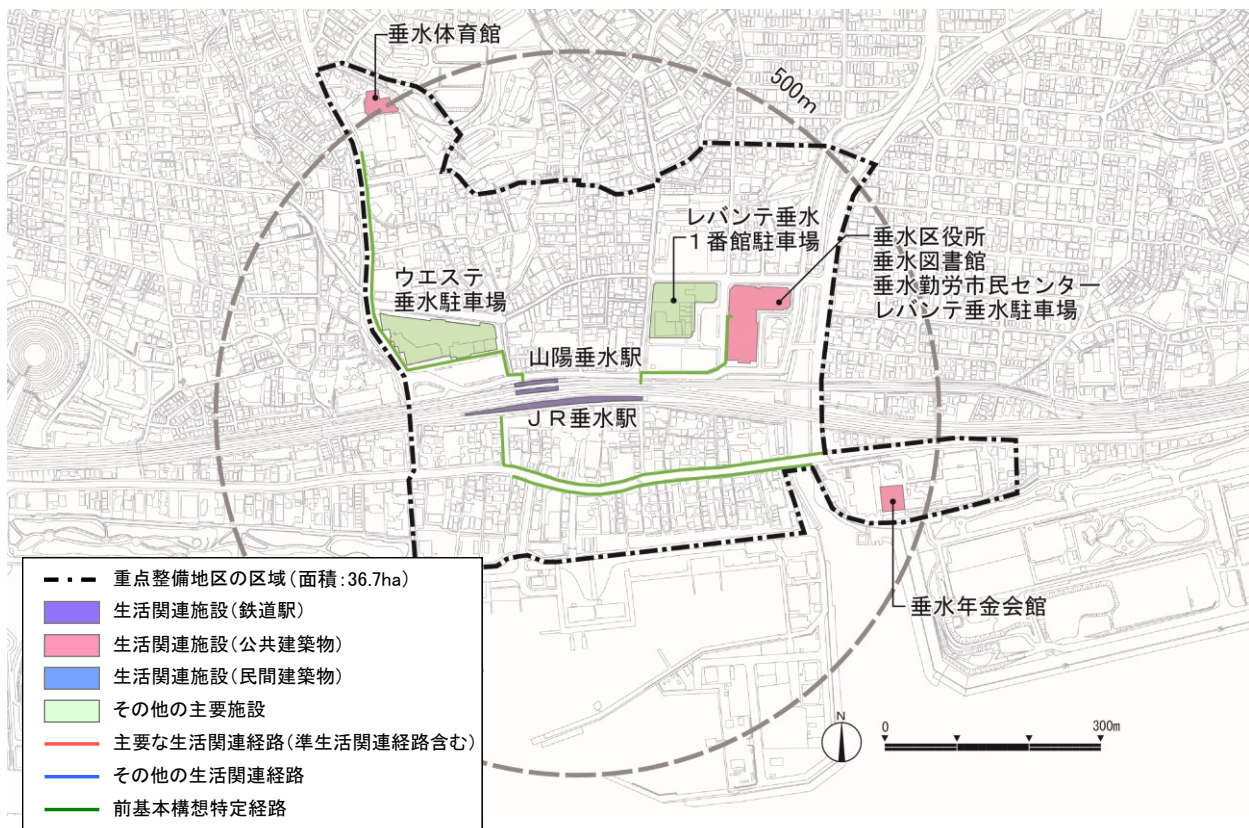
【長田地区（長田区）】



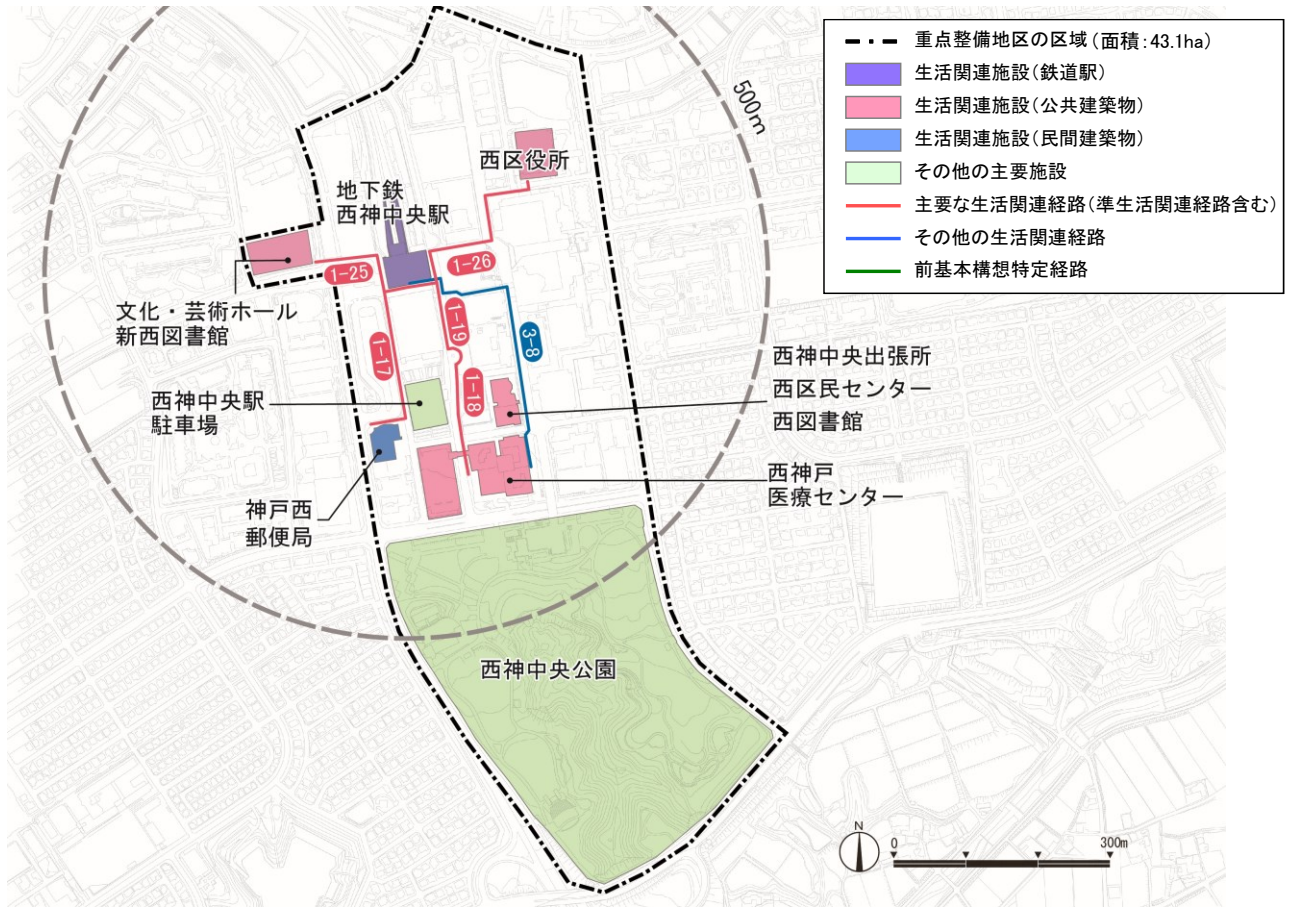
【板宿地区（須磨区）】



【垂水地区（垂水区）】



【西神中央地区（西区）】



(5)特定事業、関連事業

バリアフリー法では、基本構想を作成する場合、市町村は、移動等円滑化のために実施すべき特定事業、その他の事業に関する事項を定めることとしています。

本基本構想では、エレベーターやスロープ、多機能トイレの設置などのバリアフリー整備を「特定事業」、既に基準を満たしている施設の改良やピクトグラム等案内表示の設置などバリアフリーに関連する整備を「関連事業」とし、それぞれ、本基本構想作成時点で実施を目指すものと将来的に実施に向け検討していくものに分類しました。

また、職員等の対応研修の実施、コミュニケーションボードの設置などソフト面で対応するものを「ソフト施策」としました。

《取り組み事業の分類》

- ★：特定事業に関する項目（バリアフリー整備事業）
- ☆：特定事業に関する項目で整備を検討するもの
- ：関連事業に関する項目（バリアフリー整備関連事業）
- ：関連事業に関する項目で整備を検討するもの
- ◆：ソフト施策に関する項目

※個別の事業及びその分類については、P24～P48 に実施状況と併せて記載。

【対象となる取り組み事業の実施時期について】

バリアフリー化の実現については、国の基本方針において令和2年度を目標年次と定めていますが、大規模な改修が必要となるなど目標年次までの整備が困難である取り組み事業があることから、本基本構想では、前期、後期、長期の3つの実施時期に分類しています。

《取り組み事業の実施時期》

- 前期：～平成27年度
- 後期：平成28年度～令和2年度
- 長期：令和3年度以降

このうち、本検証では前期・後期を対象として、目標年次（令和2年度）までの取り組み状況を整理することとします。

特定事業について

基本構想に「特定事業」を定めた場合、その特定事業を実施すべき施設設置管理者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます。

2. これまでの取り組み

(1) 実施過程

1) 推進体制における実績

本基本構想では、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み（スパイラルアップ）の実践を一つのテーマとして掲げています。

本基本構想策定以降、毎年度、市民、施設設置管理者、関係行政機関等で構成する「神戸市バリアフリー推進会議」※を開催し、整備目標の進捗確認、計画の見直し、新たな動きの情報共有等、本市のバリアフリー化推進に努めました。

【神戸市バリアフリー推進会議 1/2】

実施年	内容
平成 24 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●心のバリアフリー研修実施報告 <p style="text-align: right;">他</p>
平成 25 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●心のバリアフリー研修実施報告 <p style="text-align: right;">他</p>
平成 26 年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●心のバリアフリー研修実施報告 <p style="text-align: right;">他</p>
平成 27 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●基本構想、後期に向けた修正について <ul style="list-style-type: none"> 【三宮地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・新交通貿易センター駅の追加 【垂水地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・垂水養護学校の削除（移転に伴う） 【湊川地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害福祉センターの削除（移転に伴う） ●整備目標の前期進捗状況及び後期の取り組みについて ●心のバリアフリーの推進について <p style="text-align: right;">他</p>
平成 28 年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●心のバリアフリー研修実施報告 <p style="text-align: right;">他</p>
平成 29 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●都心三宮の再整備 ●西区新庁舎建設場所 ●心のバリアフリー研修実施報告 <p style="text-align: right;">他</p>

※バリアフリー法第 26 条に基づき、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施にかかわる連絡調整を行うため、学識経験者、市民の代表、関係する施設設置管理者等により構成される組織であり、本市では、平成 23 年 8 月に設置しました。

【神戸市バリアフリー推進会議 2/2】

実施年	内容
平成 30 年度 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●生活関連経路の見直し 【三宮地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・ J R三ノ宮駅～三聖病院までの経路
令和元年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の進捗報告 ●生活関連施設（経路）の見直し 【三宮地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新中央区庁舎 ・ 税関前歩道橋・みなとのもり公園 【湊川地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新兵庫区庁舎までの経路 【西神中央地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新西区庁舎までの経路 ・ 芸術文化ホール及びそれまでの経路 ●基本構想にかかる情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心三宮再整備について ・ 鈴蘭台再開発の進捗 <p style="text-align: right;">他</p>
令和 2 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ●「神戸市バリアフリー基本構想」検証等実施報告書案について
令和 2 年 12 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ●「神戸市バリアフリー基本構想」検証等実施報告書最終案について ●次期基本構想の方針 <p style="text-align: right;">他</p>

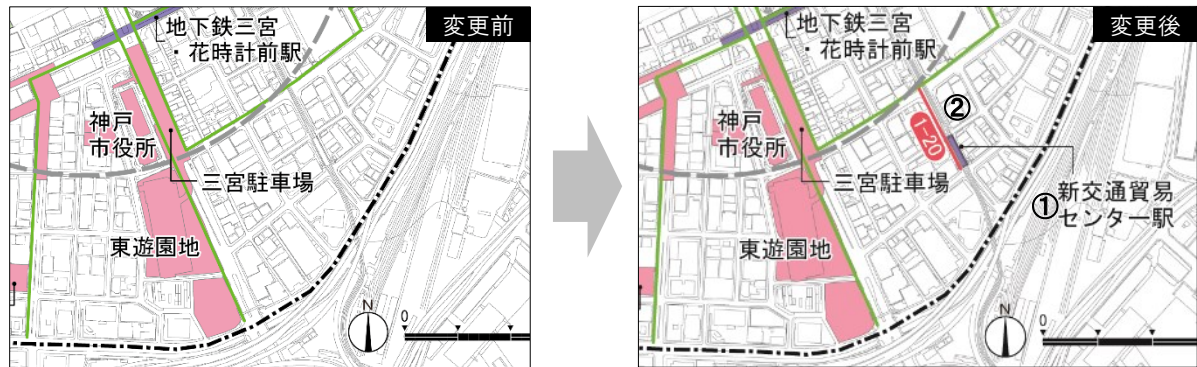
2)生活関連施設・生活関連経路の変更状況

生活関連施設・生活関連経路については、定期的な検証活動の中で地域の実情を勘案し、以下のとおり計画を見直しました。

<平成 27 年度の見直し>

【三宮地区(中央区)】

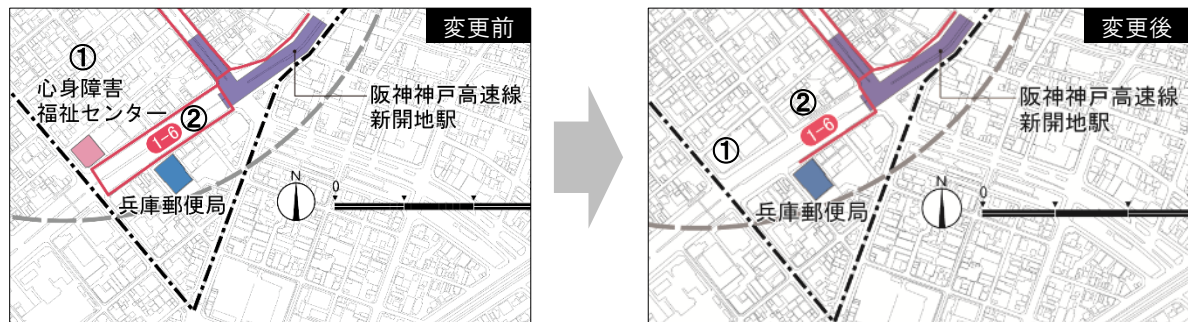
- ①新交通貿易センター駅の追加
- ②上記に伴う 国道2号(番号:1-20)180mの追加



三宮地区の変更内容

【湊川地区(兵庫区)】

- ①心身障害福祉センターの削除(重点整備地区外へ移転のため)
- ②上記に伴う 国道28号(番号:1-6)300mの変更

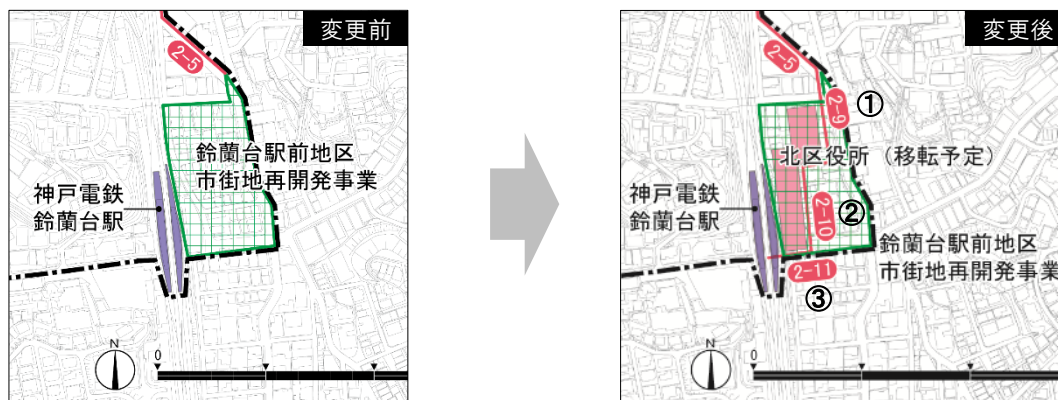


湊川地区の変更内容

【鈴蘭台地区(北区)】

鈴蘭台駅前地区第二種市街地再開発事業の整備に伴い、以下の経路を追加

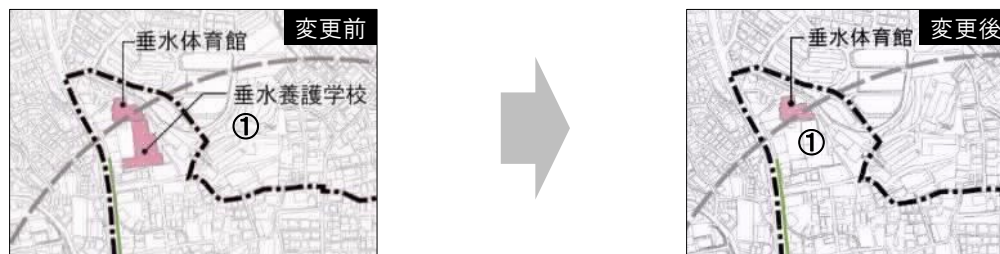
- ①鈴蘭台幹線（番号：2-9）90mの追加
- ②鈴蘭台駅前広場（番号：2-10）110mの追加
- ③鈴蘭台環状線（番号：2-11）35mの追加



鈴蘭台地区の変更内容

【垂水地区(垂水区)】

- ①垂水養護学校の削除（重点整備地区外へ移転のため）



垂水地区の変更内容

<平成 30 年度の見直し>

【三宮地区(中央区)】

①若菜神戸駅線（番号：2-2）150m の経路変更

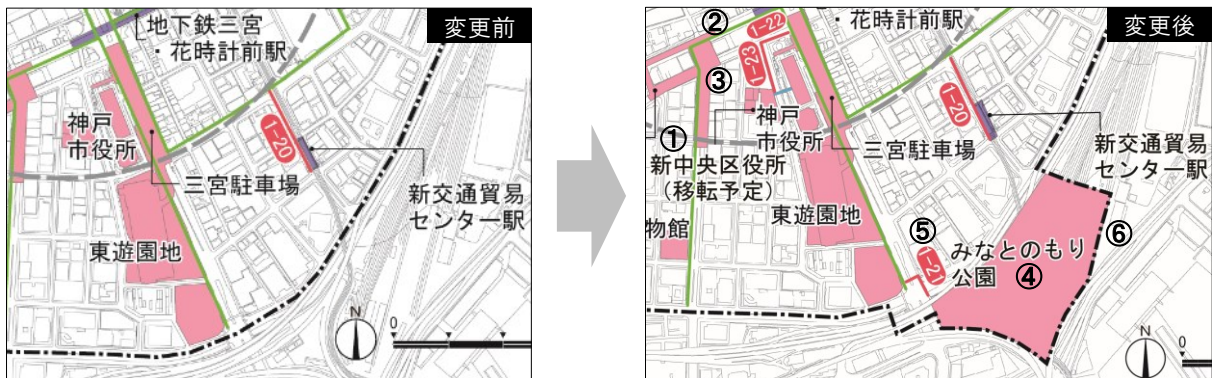


若菜神戸駅線の変更内容

<令和元年度の見直し>

【三宮地区(中央区)】

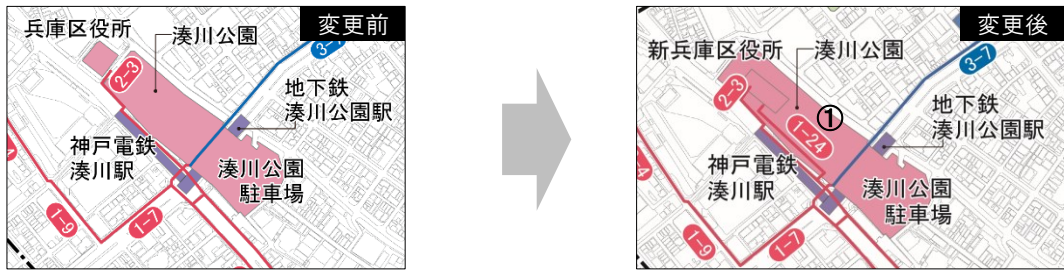
- ①新中央区役所の追加（移転予定）
- ②区役所追加に伴う 花時計線（番号：1-22）40m の追加
- ③区役所追加に伴う 東町線（番号：1-23）110m の追加
- ④みなとのもり公園の追加
- ⑤公園追加に伴う税関前歩道橋（番号：1-21）60m の追加
- ⑥公園追加に伴う 重点整備地区の区域変更



三宮地区の変更内容

【湊川地区(兵庫区)】

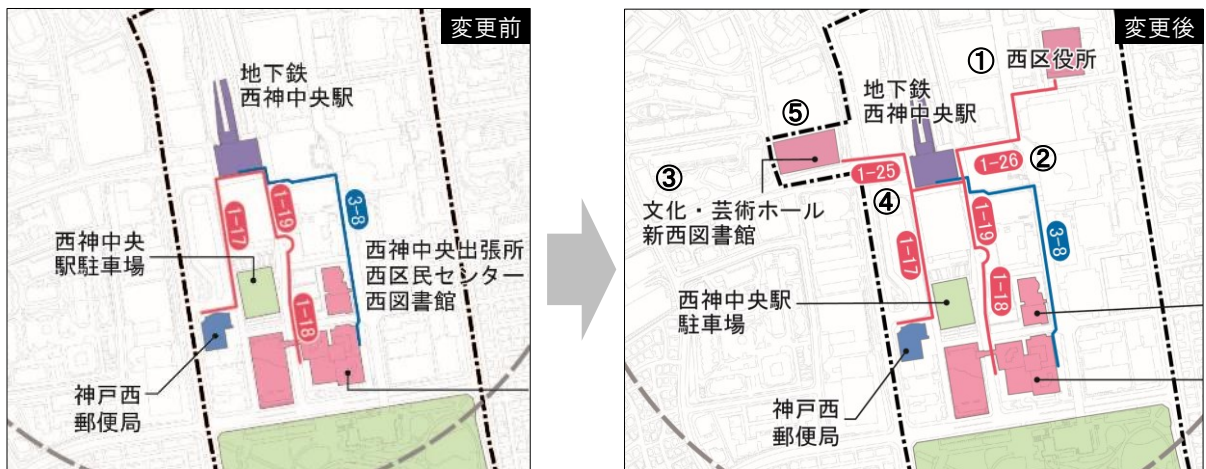
- ①区役所建替えに伴う 湊川地下道（番号：1-24）120m の追加



湊川地区の追加内容

【西神中央地区(西区)】

- ①新西区役所の追加（移転予定）
- ②区役所追加に伴う 西神中央駅～新西区役所を結ぶ経路（西神中央駅東口駅前広場ほか）（番号：1-26）250m の追加
- ③文化・芸術ホール（仮称）（新西図書館含む）の追加
- ④施設追加に伴う 西神中央駅～文化・芸術ホール、新西図書館を結ぶ経路（西神中央駅西口駅前広場ほか）（番号：1-25）180m の追加
- ⑤施設追加に伴う 重点整備地区の区域変更



西神中央地区の変更内容

(2)事業進捗の検証

本基本構想では重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路について、高齢者・障がい者等の当事者と実施した現地踏査や準拠すべき基準をもとに、施設設置管理者と協議のうえ施設別の具体的な事業を設定しています。また、神戸市全域にかかる事業や心のバリアフリーを推進するソフト事業を併せて設定しています。

本項目では上記の事業について、基本構想の目標年次である令和2年度末までの進捗状況を、1)地区別の取り組み実績、2)市域全体にかかる取り組み実績、3)心のバリアフリーに関する取り組み実績にまとめました。

1)地区別の取り組み実績

地区別の取り組み実績は、施設別に設定した整備目標（事業内容）の進捗状況を以下の分類で整理します。

【進捗状況の表記について】

《進捗状況の表記》

進捗状況欄：「済」	令和3年3月末時点で取り組み済みのもの
：「未」	令和3年3月末時点で未着手のもの
：「継続」	取り組みを継続しているもの
：「済・継続」	当初計画した取り組みを実施済みであるものの、取り組みを継続しているもの

【住吉地区（東灘区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
JR住吉駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	●	幅広自動改札機の設置	済
	○	トイレ等出入口部への音声案内装置の設置	済
	○	男女トイレ・多機能トイレの改修	済
新交通住吉駅	★	券売機の蹴込みの整備	済
	●	エレベーターの案内表示の追加	済
	☆	多機能トイレの設置	済
	○	触知案内板又は音声案内装置の設置	済
＜建築物＞			
東灘区役所	●	案内表示の改善	済・継続
	○	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	継続
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
	◆	認知症サポーター研修	済
東灘区民センター （東灘区文化センター）	○	エレベーター等の案内表示の改善	済
	○	視覚障害者誘導用ブロックの配置の改善	済
	○	和式トイレへの手摺取り付け	済
	◆	区民センター職員の簡単な手話の習得	継続
	◆	盲導犬待機スペースの提供	済
東灘図書館	★	建物の新築に併せたバリアフリー整備の実施	済
住吉川病院	★	建物の改築に併せたバリアフリー整備の実施	済

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-1	国道2号	国土交通省	500	済

＜主な整備状況＞

★ JR住吉駅：ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備



★新交通住吉駅：券売機の蹴込みの整備



☆新交通住吉駅：多機能トイレの設置



★東灘図書館：建物の新築に併せたバリアフリー整備の実施



【六甲道地区（灘区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
JR六甲道駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	★	トイレ前への音声案内装置の設置	済
	★	階段の段鼻部改良	済
	●	幅広自動改札機の設置	済
	○	昇降式ホーム柵の試行	済
	○	トイレのリニューアル	済
＜建築物＞			
灘区役所	○	総合案内板の改善	済
	○	庁舎内案内表示の改善	済・継続
	◆	(サービスディレクターを中心とした)市民応対力の向上	継続
六甲道勤労市民センター (灘区文化センター)	★	多機能トイレへのオストメイト対応設備(簡易型)の設置	未
	★	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	未
	●	ピクトグラムを設置	済
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
灘図書館	●	館内案内図の増設	済
	●	トイレへの案内表示の設置	済
	○	ピクトグラムの導入	済
	◆	車いす利用者に対するコール・ベルの配布	済
＜都市公園＞			
六甲道南公園	●	施設配置案内図の整備	済
＜路外駐車場＞			
フォレスト六甲駐車場	★	障害者用駐車スペース付近の段差解消	済
	◆	兵庫ゆずりあい駐車場制度への登録	済
ウェルブ六甲道4番街 駐車場	●	駐車場内案内表示の改善	済
	◆	兵庫ゆずりあい駐車場制度への登録	済

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-2	国道2号	国土交通省	100	済
1-3	八幡線	神戸市	250	済
1-4	灘方面第225号線		50	済
1-5	六甲道駅北側駅前広場		50	済
＜準生活関連経路＞				
2-1	六甲道駅南側駅前広場	神戸市	180	済

＜主な整備状況＞

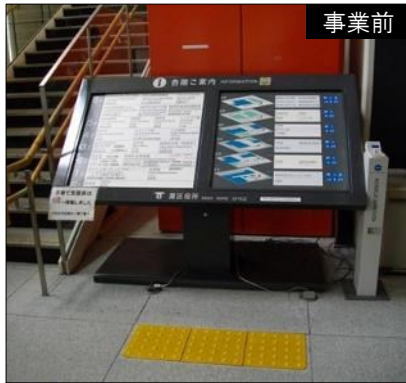
★ J R六甲道駅：ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備



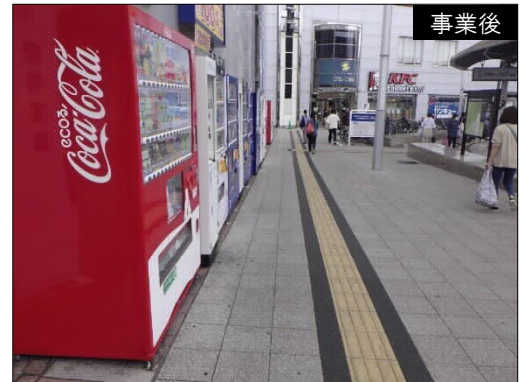
● J R六甲道駅：幅広自動改札機の設置



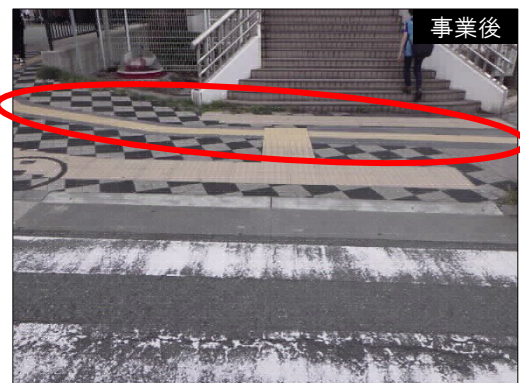
○灘区役所：総合案内表示の改善



1-5：六甲道駅北側駅前広場の整備状況（視覚障害者誘導用ブロックの改善）



2-1：六甲道駅南側駅前広場の整備状況（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



【三宮地区（中央区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
JR三ノ宮駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	●	幅広自動改札機の設置	済
	●	多機能トイレ等の新設	済
	●	多目的室の設置	済
阪急神戸三宮駅	●	改札機能の改善	済
阪神神戸三宮駅	★	エレベーター3基、エスカレーター6基の整備	済
	★	多機能トイレ2箇所新設	済
	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	★	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	済
	★	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
	◆	コミュニケーションボードの設置	済
新交通三宮駅	★	券売機の蹴込みの整備	済
地下鉄三宮駅	★	多機能トイレ2箇所整備	済
	★	ホームドアの設置	済
新交通貿易センター駅	●	エレベーター1基の整備	済
	●	券売機の蹴込みの整備	済
＜建築物＞			
神戸市役所	★	スロープへの手すり及び傾斜路識別テープの敷設	済
	●	だれでもトイレ、多機能トイレへのセンサー付照明の設置	済
	☆	だれでもトイレの設置	済
	○	外部通路の端部に立上げ設置、傾斜路の手すり塗装等の実施	済
	○	西自動ドア前後に点字ブロックの設置	済
中央区役所	☆	床面・スロープの段差解消	済
	☆	点字ブロックの敷設	済
	○	手すりの高さ調整	済
	○	階段側板の設置	済
	○	案内板等の表記の改善	済
	◆	駐輪場の利用方法の改善	済
	◆	サービスディレクター等を中心とした庁舎改善策の検討	済
	◆	こころのバリアフリー研修の実施	済
◆	イングリッシュ講座及び認知症研修の実施	済	

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
こうべ市民福祉交流センター	●	障害者用駐車スペースのサイン表示	済
	○	エレベーターサイン及び誘導サインの設置	済
	○	多機能トイレへのおむつ替え台の増設	済
	○	館内案内板に、おむつ替え台の案内表示	済
	○	案内表示（矢印）の設置	済
勤労会館	★	多機能トイレへのオストメイト(簡易型)の設置	済
	★	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	済
	★	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	済
	●	ピクトグラム	済
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
三宮図書館	○	ピクトグラムの導入	済
	◆	車いす利用者に対するコール・ベルの配布	済
＜都市公園＞			
東遊園地	★	スロープ部への両側手すりの設置	済
	●	施設配置案内図の整備	済
みなとのもり公園	●	施設配置案内図の整備	済・継続
＜路外駐車場＞			
三宮中央通り駐車場	●	駐車場案内表示の改善	済
三宮駐車場	★	敷地内通路への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	済
	★	敷地内通路への手すりの設置	済
	★	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	済
	●	ピクトグラム等案内表示の設置	済
	◆	介助技術教育の実施	継続
	◆	兵庫ゆずりあい駐車場制度への登録	済
	◆	障害者用駐車券による減免制度の実施	継続

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-20	国道2号	国土交通省	180	済
1-21	税関前歩道橋	神戸市	60	未
1-22	花時計線		40	未
1-23	東町線		110	未
＜準生活関連経路＞				
2-2	国道2号	神戸市	150	済

(※) 1-21 令和4年度、歩道整備に伴い整備予定

1-22、1-23 令和4年度、区役所移転に伴い整備予定

<主な整備状況>

- JR三ノ宮駅：幅広自動改札機の設置



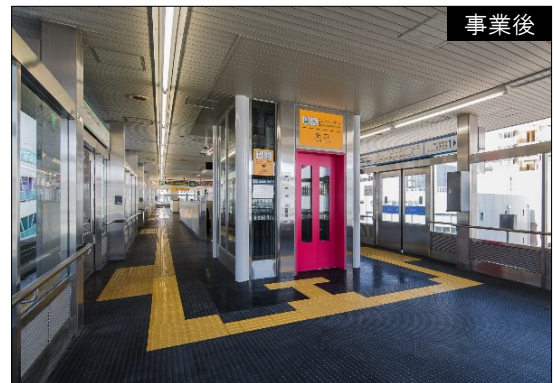
- ★阪神神戸三宮駅：ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備



- ★新交通三宮駅：券売機の蹴込みの整備



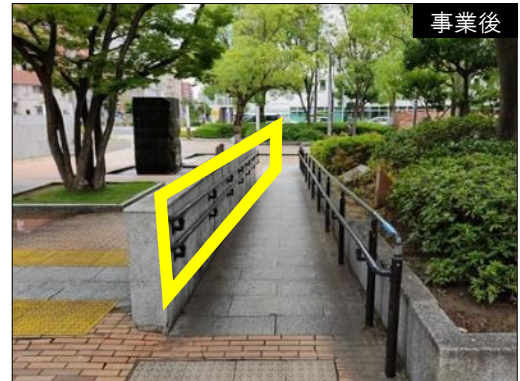
●新交通貿易センター駅：エレベーター1基の整備



☆神戸市役所：だれでもトイレの設置



★東遊園地：スロープ部への両側手すりの設置



1-20：国道2号の整備状況（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



【湊川地区（兵庫区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
神戸高速新開地駅	★	券売機の蹴込みの整備	済
	◆	コミュニケーションボードの設置	済
神戸電鉄湊川駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	★	券売機の蹴込みの整備	済
	●	地上エレベーターの案内表示の改善	済
	●	文字及び音声等による列車接近警告設備等の整備	済
	○	音声案内等による主要施設への誘導整備	済・継続
	◆	筆談具等の設置	済
地下鉄湊川公園駅	★	多機能トイレ2箇所整備	済
	●	ホーム縁端警告ブロック（内方線）のJIS規格化	済
＜建築物＞			
兵庫区役所	★	区庁舎の建替えに併せたバリアフリー整備の実施	済
	☆	入口への音声案内の設置	済
	☆	視覚障害者誘導用ブロックの設置	済
	◆	職員向けの心のバリアフリー研修	継続
川崎病院	★	建物の改築に併せたバリアフリー整備の実施	済
小原病院	○	トイレ改装	済
	○	エレベーター改装	済
＜都市公園＞			
湊川公園	★	トイレのバリアフリー化	継続
	★	階段部への手すり及び視覚障害者誘導用ブロックの設置	継続
	●	施設配置案内図の整備	継続
＜路外駐車場＞			
湊川公園駐車場	★	通路へのスロープ設置	済
	●	段・傾斜路への識別ラインの敷設	済
	●	多機能トイレへの照明器具の設置	済
	◆	介助技術教育の実施	継続
	◆	障害者用駐車券による減免制度の実施	継続

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-6	国道 28 号	神戸市	300	済
1-7	長田楠日尾線		170	済
1-8	湊町線		960	済
1-9	上沢 6 号線		120	済
1-24	湊川地下道		120	済
＜準生活関連経路＞				
2-3	荒田会下山線	神戸市	30	済
2-4	松本 7, 8 号線		140	済

＜主な整備状況＞

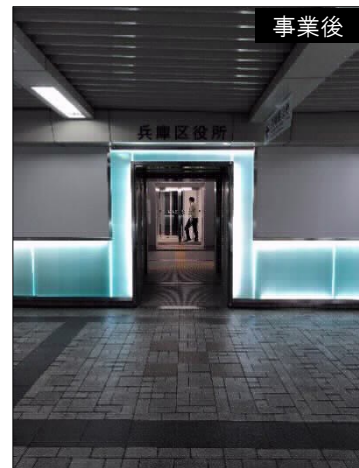
★神戸電鉄湊川駅：券売機の蹴込みの整備



★兵庫区役所：区庁舎の建替えに併せたバリアフリー整備の実施 1



★兵庫区役所：区庁舎の建替えに併せたバリアフリー整備の実施2



1-8：湊町線の整備状況（視覚障害者誘導用ブロックの敷設・バス停上屋の設置）



1-24：湊川地下道の整備状況（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



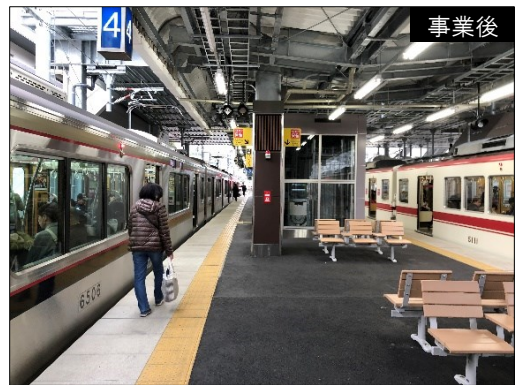
【鈴蘭台地区（北区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
神戸電鉄鈴蘭台駅	★	鈴蘭台駅前再開発事業とあわせた駅舎改築	済
	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	●	グレーチングの部分的改良	済
	●	案内表示の増設	済
	○	音声案内等による主要施設への誘導整備	済
	◆	筆談具等の設置	済
＜建築物＞			
北区役所	★	庁舎の再整備に併せたバリアフリー整備の実施	済
	☆	視覚障害者誘導用ブロックの設置	済
	○	庁舎案内表示改善	済
	○	障害者用駐車スペースの増設	済
	○	女子トイレの洋式化	済
	◆	市民サービス向上のため、区民サービスディレクターを配置	済
北区民センター （北区文化センター）	★	耐震補強工事に併せた改修の実施	済
	○	案内表示の見直し	済
	◆	区民センター職員の簡単な手話の習得	継続
	◆	盲導犬待機スペースの提供	済
北図書館	★	耐震補強工事に併せた階段部の安全対策の実施	済
	○	ピクトグラムを導入	済
	◆	車いす利用者に対するコール・ベルの配布	済
すずらんホール	○	トイレの案内表示の改善	済
	○	エレベーター内への各階案内表示の設置	済
	○	受付フロアの案内表示の改善	済
＜路外駐車場＞			
鈴蘭台駐車場	●	ピクトグラム等案内表示の設置	済
	◆	介助技術教育の実施	継続
	◆	兵庫ゆずりあい駐車場制度への登録	済
	◆	障害者用駐車券による減免制度の実施	継続

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
<準生活関連経路>				
2-5	鈴蘭台 13 号線	神戸市	80	未
2-6	鈴蘭台 88 号線		130	済
2-7	鈴蘭台 92 号線		110	未
2-9	鈴蘭台幹線		90	済
2-10	鈴蘭台駅前広場		110	済
2-11	鈴蘭台環状線		35	済

<主な整備状況>

★神戸電鉄鈴蘭台駅：鈴蘭台駅前再開発事業とあわせた駅舎改築 1



★神戸電鉄鈴蘭台駅：鈴蘭台駅前再開発事業とあわせた駅舎改築 2



★北区役所：庁舎の再整備に併せたバリアフリー整備の実施



● 鈴蘭台駐車場：ピクトグラム等案内表示の設置



事業前



事業後

2-9：鈴蘭台幹線（歩道の拡幅、視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



事業前



事業後

2-11：鈴蘭台環状線（歩道の拡幅）



事業前



事業後

【長田地区（長田区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
神戸高速高速長田駅	★	券売機の蹴込みの整備	済
	●	精算機の案内表示の設置	済
	●	通路部の駅名看板の拡大化	済
	◆	コミュニケーションボードの設置	済
地下鉄長田駅	★	多機能トイレ2箇所整備	済
	●	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	済
	●	ホーム縁端警告ブロック（内方線）のJIS規格化	未(※)
＜建築物＞			
長田区役所	●	ピクトグラム等案内情報設備の設置による案内の充実化	済・継続
	☆	多機能トイレへのベビーチェアの設置	継続
	☆	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	未
	○	庁舎2階通路、吹き抜け部分手摺改修	済
	○	非常出口にスロープ設置	済
	○	各階男女、和式トイレ1ヶ所へ手摺設置	済
	○	和式トイレから洋式トイレへの改修	済
	○	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化	未
	◆	庁舎周辺の駐輪対策の実施	継続
	◆	職員の教育訓練や意識向上	継続
防災コミュニティセンター	★	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	済
	●	案内標識のピクトグラム化	済
西市民病院	★	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	未
	○	地下1F（駐車場から本館入口）のアクセス改善	未
	○	外来用トイレの洋式化とトイレ内段差の解消	済
	○	救急外来入口内側扉の自動扉化	済
	◆	職員・来院者への啓発・教育の実施	継続
	◆	シニアカーの院内取扱いを明確化	済
	◆	ゆずりあい駐車場の設置	済
◆	耳マークの運用改善	済	
＜路外駐車場＞			
長田北町駐車場	★	エレベーターホール入口扉の引き戸への変更	済
	●	トイレ等の案内表示の改善	済
	◆	介助技術教育の実施	継続
	◆	兵庫ゆずりあい駐車場制度への登録	済
	◆	障害者用駐車券による減免制度の実施	継続

(※)令和5年度の可動式ホーム柵の設置にあわせて実施予定。

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-10	国道 28 号	神戸市	480	済
1-11	神戸明石線		180	済
1-12	長田楠日尾線		170	済
＜準生活関連経路＞				
2-8	長田北町 1 号線	神戸市	90	済

＜主な整備状況＞

- 地下鉄長田駅：視覚障害者誘導用ブロックの J I S 規格化



【板宿地区（須磨区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
山陽板宿駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	●	可変式運行情報提供表示装置の更新	済
地下鉄板宿駅	★	多機能トイレ2箇所整備	済
	○	神戸市型の点字スタイルをJ S型点字タイルに改良	済
	○	神戸市型のホーム縁端警告ブロック（点状）をJ S型に改良	済
＜建築物＞			
須磨区役所	★	庁舎の移転に併せたバリアフリー整備の実施	済

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-13	山下線	神戸市	60	済
1-14	西出高松前池線		80	済
1-15	板宿12号線		110	済
1-16	大田5号線		100	済

＜主な整備状況＞

- 山陽板宿駅：可変式運行情報提供表示装置の更新



★地下鉄板宿駅：多機能トイレ2箇所整備



事業前



事業後



★須磨区役所：庁舎の移転に併せたバリアフリー整備の実施



事業前



事業後



新区役所：エントランスー総合案内点字ブロック



新区役所：階段二段手すり



新区役所：外部スロープ



新区役所：多目的トイレ

【垂水地区（垂水区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜旅客施設＞			
JR垂水駅	★	ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備	済
	★	トイレ等出入口部への音声案内装置の設置	済
	●	幅広自動改札機の設置	済
	○	トイレの器具更新	済
山陽垂水駅	●	可変式運行情報提供表示装置の設置	済
＜建築物＞			
垂水区役所	★	視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS規格化実施	済
	★	視覚障害者誘導用ブロックの整備	済
	★	建物入口への音声誘導装置の設置	済
	●	照明のLED化、配置の見直し、照度の調整等の実施	済
	●	ピクトグラムの導入など案内表示の改善	済
	☆	車いす対応トイレ(男女)にオストメイト対応設備設置	済
	○	玄関入口に総合案内看板の設置	済
	○	一般トイレの洋式化	済
	○	授乳施設の設置	済
	◆	(サービスディレクターの配置及び)市民対応力の向上	継続
◆	外国人市民サービスの向上	継続	
垂水勤労市民センター (垂水区文化センター)	★	視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS規格化実施	未
	★	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	未
	●	ピクトグラムの設置	済
	●	トイレの案内表示の改善	済
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
垂水図書館	★	視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS規格化実施	済
	●	ピクトグラムの導入など案内表示の改善	済
	●	聴覚障がい者への案内表示の改善	済
	◆	車いす利用者に対するコール・ベルの配布	済
垂水年金会館	★	だれでもトイレの設置	未
	★	障害者用駐車スペースの設置	済
	○	ピクトグラムの導入など案内表示の改善	済
垂水体育館	○	ピクトグラムの導入など案内表示の改善	済
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
＜路外駐車場＞			
レバンテ垂水駐車場	●	洋式トイレの設置	未(※)
	●	車止め設置位置の改善	済
	●	案内表示の改善	済
	○	エレベーター内における聴覚障がい者用の文字情報表示装置の設置	済

(※)建物の構造上、洋式トイレの設置は難しいためレバンテ垂水2番館1階市民トイレの利用を勧めている。

<主な整備状況>

★JR垂水駅：ホーム縁端警告ブロック（内方線）の整備



★垂水区役所：視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS規格化実施



【西神中央地区（西区）】

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
＜建築物＞			
西区民センター （西区文化センター） （西神中央出張所、西図書館含む）	○	和式トイレへの立上り用手すりの設置	済
	○	トイレへの非常警報装置の設置	済
	○	ピクトグラムの導入	済
	◆	通行に支障のある自転車の整理、移動を実施	済
	◆	職員等の対応教育の充実化	継続
	◆	車いす対象者に対するコール・ベルの配布	済
	◆	区民センター職員の簡単な手話の習得	継続
	◆	盲導犬待機スペースの提供	済
西神戸医療センター	★	施設内通路への手すりの設置	済
	★	多機能トイレの整備	済
	●	施設内案内表示のJIS規格化	済
	●	障害者用駐車スペースへの誘導標識の設置	済

番号	路線名等	管理者	延長(m)	進捗状況
＜主要な生活関連経路＞				
1-17	西神中央駅西口駅前広場(西神中央線)	神戸市	230	済
1-18	糀台90号線		210	済
1-19	西神中央駅東口駅前広場		100	済
1-25	西神中央駅～文化・芸術ホール、新西図書館を結ぶ経路 （西神中央駅西口駅前広場ほか）		180	未
1-26	西神中央駅～新西区役所を結ぶ経路 （西神中央駅東口駅前広場ほか）		250	未

(※) 1-25、1-26 令和3年度西区役所移転に伴い整備

<主な整備状況>

★西神戸医療センター：多機能トイレの整備



1-18：糀台 90 号線（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



1-19：西神中央駅東口駅前広場（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）



2)市域全体にかかる取り組み実績

① バス車両

- ・すべての特定事業が完了しています。
- ・その他の取り組みもすべて完了済み又は継続中となっています。

バス車両の取り組み状況

施設名	事業分類	整備目標	進捗状況
市営バス	★	移動円滑化基準適合車 (ノンステップバス・ワンステップバス)の導入	済・継続
	○	バス停留所の点字ブロックの整備	済・継続
	◆	指導員研修におけるバリアフリー教育の実施	継続
民間バス	★	移動円滑化基準適合車 (ノンステップバス・ワンステップバス)の導入	済・継続
	◆	乗務員へのバリアフリー教育の継続実施	継続
	◆	バリアフリー教室の実施	継続
	◆	バリアフリー会議への参画	継続

② タクシー車両

- ・すべての特定事業が完了しています。
- ・その他の取り組みはソフト事業1項目を除き、完了済み又は継続中となっています。

タクシー車両の取り組み状況

事業分類	整備目標	進捗状況
★	福祉タクシーの導入	済・継続
◆	兵庫県福祉タクシー総合配車センターの設立	未
◆	タクシーバリアフリー研修の実施	継続
◆	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進	継続

③ 信号機等

- ・計画に定めたすべての事業が完了しているほか、神戸市交通安全特定事業計画に定めた事業のすべてが完了しています。

信号機等の取り組み状況

事業分類	整備目標	進捗状況
★	音響信号機、弱者感応信号機等の設置	済
★	道路標識・道路標示の設置	済
●	LED信号機への切り替え	済
◆	違法駐輪車両の取締り及び防止のための広報・啓発	継続

3)心のバリアフリーに関する取り組み実績

①参加・経験を通じたバリアフリー、介助等に関する理解を深めるための心のバリアフリー教育

・心のバリアフリー研修(福祉局)

様々な障がいなどによる移動上、利用上の制約などへの理解を深め、その対応の基本を学ぶため、平成 24 年度より、市職員や基本構想に関わる施設職員を対象に、心のバリアフリー研修を実施しました。

また、平成 30 年度からは、さらなる心のバリアフリーの推進を図るため、市民の方も受講できるよう対象を広げました。実施にあたっては、視覚障がい者の落語家や、東京パラリンピック代表候補の方を講師に招くなど、親しみやすい講義の運営に努めました。



平成 28 年度 車いす体験の様子



令和元年度 市民の方も対象とした研修

・こうべUD大学(福祉局)

衣・食・住などの身近なテーマを取り上げ、講義やまちあるき、ものづくりなどの体験を通して、ユニバーサルデザイン(UD)について学ぶ講座(年 10 回)を実施しました。同講座は、平成 19 年の開始以来、約 1,100 名の方が受講されました。

また、より多くの市民にUDについて気軽に学んでいただく機会として年 1 回の「公開講座」も開催しました。



令和元年度実施 第 1 回ユニバーサルデザイン
総論 車いす体験の様子



令和元年度実施 第 3 回ミュージアムの
UDワークショップの様子

・UD出前授業(福祉局)

ユニバーサルデザインの理解を深めることを目的として、市内の小学生を対象に出前授業を実施しました。出前授業では、実際にユニバーサルデザインを取り入れた商品を手にとってもらったり、講義内容をおさらいするクイズを行うなど、楽しくわかりやすいものとなりました。

この他、小学校に対して、教材の貸し出しやリーフレットの送付を行い、ユニバーサルデザインの理解の普及に努めました。



実際に商品を手にする様子



講義内容おさらいのUDクイズの様子

・みち・みず・みどりの学校(建設局)

市内の小学校を対象に、子どもたちや保護者の方と「みんなで守り育てるまち」を一緒に考えていく場として、講義や体験学習を通して、自分たちの住む「まち」にある、みち(道路)、みず(河川・下水道)、みどり(公園)について、身近に感じてもらう取り組みを実施しました。

同取り組みは、平成15年度より、毎年約20~30の小学校で実施しており、講義や体験学習では、車いす体験やアイマスクを使用した視覚障がい者体験、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方、身近なまちの様々な工夫等を学びます。



アイマスクを使用した
視覚障がい者体験の様子



車いす体験の様子

・福祉体験学習(教育委員会)

「福祉教育の充実」について重点推進校を定め、各小学校において総合的な学習の時間などを活用し、福祉体験学習を行いました。

福祉体験学習では、社会福祉協議会やNPO及びボランティア団体などと連携し、体験学習などの実践を通して、福祉についての正しい理解を深め、高齢者や障がい者などに対する思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図りました。



パラ水泳選手との交流



高齢者体験

・市バス福祉体験授業(交通局)

小学生を対象に、市内小学校の校庭等に市バスを乗り入れ、車いす等での乗車体験や介助体験を通して、福祉について学ぶ福祉体験授業を実施しました。

令和元年度からは、本授業に代わり、子ども向けの福祉啓発事業として、地下鉄車両内での福祉体験型謎解きゲームや市バス車両内での福祉体験ゲーム、ノエビアスタジアムでのパラスポーツ体験等、地下鉄海岸線を周遊する福祉体験イベントを開催しました。



平成30年度まで実施していた
市バス福祉体験授業



令和元年度福祉体験イベント

・神戸空港ユニバーサルデザイン見学会(都市局)

大学生を対象として神戸空港を視察し、空港における継続的なユニバーサルデザイン(UD)の取り組みや改善点を知ることを通じて、UDについて学ぶ機会を提供しました。

見学会では、空港に来られる「様々な立場の人」になって空港内UD探索してもらい、「誰もが安心して利用できる・何度でも行きたくなる、より魅力的な空港づくり」について考えてもらいました。



平成 21 年度 UD 見学会の様子



平成 26 年度 UD 見学会講義の様子

・手話を学べる動画の配信(福祉局)

手話言語条例に基づき、手話への理解の促進・普及を図るため、手話を学ぶことができる動画を制作し、市ホームページに配信しています。

動画は1本あたり約10分程度で、「観光編」や「防災編」など親しみやすいテーマで作成をしています。

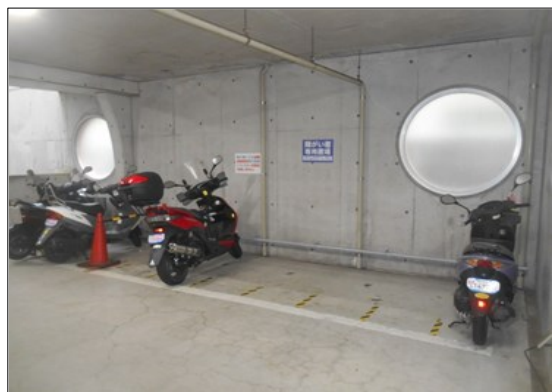


公開中の手話動画の一コマ

② バリアフリーに対するマナー意識の向上のための対策

・駐輪場における駐輪サポート(建設局)

市営駐輪場については、段階的に高齢者、障がい者優先エリアを管理事務所付近に設けてきました。また、平成 30 年度からは、駐輪場における子育て支援として、車室幅が広く、チャイルドシート付自転車等が利用しやすいコーナー「ママフレエリア」を設けました。現在、市内 42 か所の駐輪場に設置しています。(優先エリア：23 か所、ママフレエリア：36 か所、重複あり)



優先エリアの設置



ママフレエリア

・放置自転車対策(建設局)

放置禁止区域の指定及び放置自転車の撤去を行いました。平成 24 年度から約 193,000 台の放置自転車を撤去し、そのうち約 99,000 台を返還しました。

また、放置自転車の撤去に加え、デザインを工夫した看板などにより自転車利用のマナー向上を図りました。



放置自転車の撤去



使用上注意看板の刷新

・**通行支障となる物件への指導・啓発(建設局)**

道路や歩道上に置かれ、通行の支障となる立て看板やのぼり、商品などに対し、撤去等の指導・啓発を実施しました。

・**兵庫県ゆずりあい駐車場制度(パーキング・パーミット制度)の普及啓発(福祉局)**

本市ホームページ掲載や、各区役所、支所窓口等でのチラシの備付等、車いす等利用者使用駐車場施設等の適正な利用促進を目的とする制度の普及啓発を実施しました。



駐車区画案内表示例



利用証

・**地下鉄車両・優先座席へのマタニティマークの追加(交通局)**

現在車両内に掲示している「障がい者のための国際シンボルマーク」に加え、マタニティマークを掲示しました。



《6000 形以外》



《6000 形》

優先座席へのマタニティマーク掲示

③ バリアフリー関連情報の発信

・神戸市、各事業主のホームページ等へのバリアフリー情報の掲載

神戸市では、市民の皆様が利用する市の公共施設について、ホームページにて、バリアフリー情報を掲載しています。また、令和2年4月より、神戸市情報マップ内に「こうべバリアフリー情報マップ」として位置情報を掲載しています。



こうべバリアフリー情報のページ



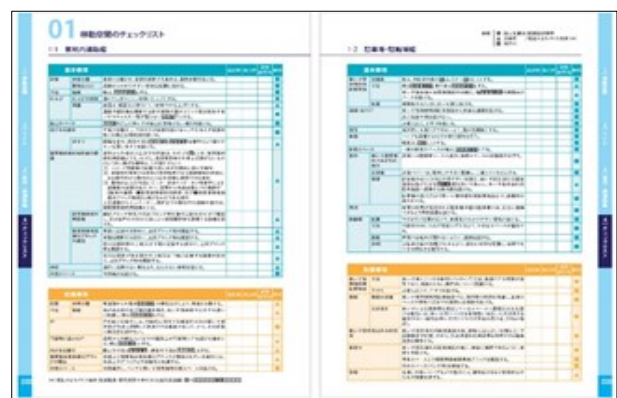
こうべバリアフリー情報マップのページ

・建築 UD ガイドラインの作成(都市局)

公共建築物を対象とし、ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を踏まえた設計を実践できるように、整備事例やマニュアルなどを掲載したガイドラインを作成しました。



建築 UD ガイドラインの例
(設計のポイントやプラン例)



建築 UD ガイドラインの例
(チェックリスト)

・こうべ・だれでもトイレの情報発信(都市局)

本市では、車いす対応設備、オストメイト対応設備、大型多目的シートまたはベビーシートの3つの設備がそろっているトイレを「こうべ・だれでもトイレ」としてマップ情報を発信しています。

「こうべ・だれでもトイレ」は、親しみのある身近なトイレとなるように、シンボルマークを設けています。この取り組みは、平成15年度から開始しており、新設又は既存身障者トイレの改修により、現在では、市内の建物や駅などにおいて、164か所で整備されています。



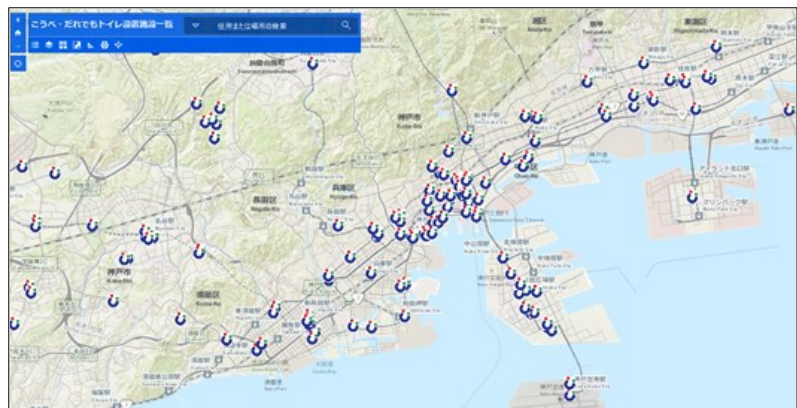
こうべ・だれでもトイレ例
(ファッションマート)



シンボルマーク



紙ベースマップ
(平成25年度まで発行)



神戸市HP上で公開しているGISマップ
(平成26年度以降掲載)

・障がい者に関するマーク等の利用の普及啓発(福祉局)

障がい者に配慮した施設であることや、配慮の必要な方へマナーと思いやりを持って対応していただくことを知らせるために、国際的に定められた各種のシンボルマーク、各団体等が独自に提唱している様々なマークや表示を普及啓発しています。

本市では、障がい者に関するマークの市ホームページへの掲載、「ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動」と連携した啓発講座で使用されるテキストへの掲載、福祉・健康フェア等のイベントでのパネル展示等、周知・啓発に取り組んでいます。

また、平成 29 年度には、援助が必要な方のためのマークである、「ヘルプマーク」を本市においても導入し、啓発物品などの作成・配布を通して、マークの周知啓発を行っているところです。



平成 30 年度福祉・健康フェアの様子

まちで見かける障がい者に関するマーク

マーク	概要(名称)
	【障害者のための国際シンボルマーク】 障がい者が利用できる建物、施設や公共交通機関であることを明確に示すための、世界共通のシンボルマークです。国際シンボルマーク協会が 1980 年にアイスランドのオプンで開発された概念で設計し、マークの使用については国際シンボルマーク協会の「使用指針」により定められています。このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を指し、使われるものではありません。 このマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いいたします。
	【自分啓発マーク】 決して不自由なことと意識し、差別に条件を付されている方が、その障がいによる自動車の運転に影響を及ぼす恐れがある場合に、運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に障害者や割引込みを行った場合は、道路交通法違反により罰せられます。
	【啓発啓発マーク】 障がい者であることと意識し、差別に条件を付されている方が、その障がいによる自動車の運転に影響を及ぼす恐れがある場合に、運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に障害者や割引込みを行った場合は、道路交通法違反により罰せられます。
	【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人連合が、1984 年 10 月にソウジアラビアのワドで開発した国際的な旗印で指定されたものです。視覚障がい者の盲導犬やリフトリフトに歩道された歩道、階段、乗降などに付けられています。番号牌や国際点字標識、番号などで、身振りに見かけます。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いいたします。
	【友マーク】 障がい者や不自由なことを表示、案内や案内されているマークです。障がい者は障がいそのものが分り難いために、誤解されたり、不利なことがあつたり、社会生活上で不安が少なくありません。身振、表情、動作などがこのマークを提示し、互の不自由なから申し出が相互に必要と認識を行うことで、障がい者や不自由なことを示す。このマークを提示された場合は、相手は「聞こえない」とを認識し、コミュニケーションの方法について、ご理解とご協力をお願いいたします。
	【ふれあいのマーク】 内閣府障がい者や障害者の方など、配慮の必要なが外見からわかりにくい人がいます。ふれあいのマークは、そうした方が外出する際に身につけることとして、市内の電車やバスでの乗降の妨げを防止し、周囲の人々が配慮を促すことなど、障がいや障害を抱える方々などの社会参加を促進し、みんなにやさしい環境づくりを推進してまいります。

障がいサポーター養成講座テキスト(一部抜粋)

④ 市民サービス向上に向けた職員への教育・訓練の実施

・職員ハンドブック(行財政局)

本市では、法令等に基づいた正確な事務処理の周知徹底を目的に、市政の方向性から、危機管理、広報・広聴、市民対応マナー、人事・給与、文書、法務、コンプライアンス、情報公開、個人情報、情報セキュリティ、監査、議会などの内容を記載した「職員ハンドブック」を平成24年2月に刊行しました。

このうち市民対応マナーについては、さらなる職員への周知を図るため、令和2年3月に「神戸市職員対応マニュアル」に組み込みました。

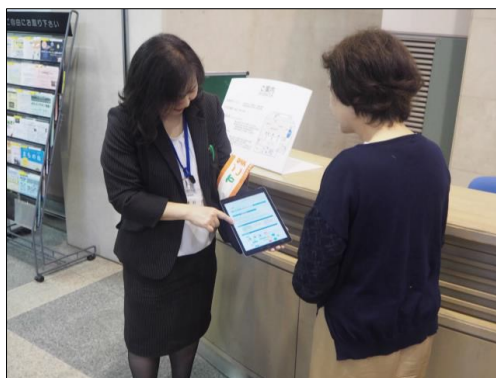
・区役所の取り組み(行財政局、各区)

区役所案内係の設置

平成28年4月より、「区役所案内係」を全区役所に配置しました(東灘区・灘区において平成27年10月より試行的に導入)。区役所庁舎入口等での総合案内業務において、笑顔による積極的な声掛けや高齢者・障がい者への必要に応じた付き添いを行うなど、市民サービスの向上に努めています。

また、令和元年6月には、区役所の窓口案内を支援するアプリ「ACALL FRONT (アコールフロント)」を全区役所・支所に導入し、総合案内業務に活用しています。

「ACALL FRONT (アコールフロント)」は、日々の案内情報をタブレットに簡単に集約・更新・検索・表示することができるため、案内漏れの防止やスムーズな対応など、総合案内業務の質の向上につながっています。



ACALL FRONT を使用した区役所案内の様子

・ **ふれあいの市民サービス向上運動による各区独自事業の展開等**

職員の主体的な取り組みであるふれあいの市民サービス向上運動により、市民の目線からの窓口サービス改善や職員のホスピタリティの醸成を進め、市民サービス向上に向けた取り組みの推進を図りました。



認知症サポーター研修



英語対応向上研修



アイマスクを着用した介助体験



車いす介助体験

3. まとめ

○これまでの取り組み

神戸市バリアフリー基本構想で定めた生活関連施設に関する事業では、177 事業中 161 事業が完了しました。そのうち特定事業については 61 事業中 55 事業が完了しています。

区役所の建て替えの際には、バリアフリー化が大幅に進み、利用者からも「快適になった。」といった声をいただきました。また、主要な生活関連経路においては 26 経路 5,160m のうち 21 経路 4,520m の整備が完了しました。

残された取り組みについては、引き続き進捗管理を実施します。

心のバリアフリーの取り組みなどのソフト施策についても引き続き、実施状況を把握しさらなる推進に努めます。

○令和 3 年度以降のバリアフリーに関する国の基本的な方針

国土交通省は、現行の基本方針における整備目標の見直しを行っています。次期目標では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、

- ① 各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進
- ② 聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
- ③ マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
- ④ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

の 4 点に留意して検討することとしています。また、目標期間については、おおむね 5 年間でされています。

○次期神戸市バリアフリー基本構想の策定に向けて

本基本構想策定時、87%であった一日平均乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化率は、令和 3 年度中に、100%となる見込みです。また、市バスのノンステップバス導入率は 68%から、83%となりました。

このように、本基本構想の取り組みは、重点整備地区だけでなく、全市的な広がりを見せており、一定の効果があつたと考えます。

昨今では、建築物等のハード面でのバリアフリーに加え、心のバリアフリーといったソフト面でのバリアフリーが重視される一方、ICT を活用した移動支援策が多数開発されています。

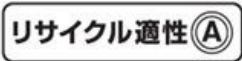
また、新しい形の車椅子への対応や交通機関のアナウンスの在り方など、ライフスタイルの変化に伴う新たな課題もでてきています。

今後は、本基本構想の理念・基本方針、検証結果、国の方針に加え、このような日々変化する状況のもと、さまざまな立場の方の意見を踏まえ、新たなバリアフリー基本構想の策定を検討していきます。

「神戸市バリアフリー基本構想」検証等実施報告書

2021 年（令和 3 年）3 月発行

編集・発行 神戸市福祉局障害福祉課
〒650-8570
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008